

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年3月25日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は諸般の報告、引き続きまして一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松下議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、6番、西野豊議員、7番、山本重信議員、2番、宮本要代議員、5番、田中宏幸議員、16番、尾和弘一議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、9番、田畑昭二議員、以上8名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、6番、西野豊議員、総括方式で質問を願います。

西野豊議員。

○西野議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を始めます。

自転車登下校時の通学マナーについて、1点目、ヘルメット着用、スマホ使用対策及び改正道路交通法に対する注意喚起等の取り組み状況は。2点目、さきの12月議会で、交通マナーに対する注意喚起の方法としてごみ収集車のスピーカーによる啓発について提案したが、既に導入している自治体での活用方法等、情報収集を行い検討すると答弁されたが、その後の検討結果はどうか、また導入の考えは。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

西野議員ご質問の自転車登下校時の通学マナーについての1点目、ヘルメット着用、スマホ使用対策及び改正道路交通法に対する注意喚起の取り組み状況はについ

てお答えいたします。

平成25年12月議会で、西野議員や宮本議員、山本議員から子どもたちの通学マナーについてご質問をいただいたことを受け、12月議会でお答えしたように、それまでの取り組みをさらに徹底するよう努めているところでございます。

それ以降の新たな取り組みといたしましては、1月17日に交通安全対策チームのメンバーに加え、市内小中学校及び那賀高校から複数名の教員を参加させ、交通安全指導の研修会を実施いたしました。この研修会では、岩出署交通課長から岩出市の具体的状況に則した交通安全指導のポイントについて講義をしていただき、改正道路交通法の内容や自転車走行時の注意点等について研修するとともに、警察では違反者に対して、セーフティカードという反則切符を模したカードを交付し、指導していただくなど、それぞれの機関がより連携を深めながら子どもたちの通学マナーの向上に取り組んでいくことを確認いたしました。

なお、各学校では、教員に対して、本研修会の伝達研修を行い、全ての教員が共通の認識をもって、子どもたちに自転車運転時におけるヘルメット着用やスマホ使用禁止などの交通マナー及び交通事故防止に向けた指導を実施しております。

さらに、登校時における岩出橋を通る子どもたちが多くことから、県教育委員会とも連携し、毎月1日と15日に岩出橋の北詰と南詰で小中高校の教員と教育委員会職員による交通指導を実施しております。

また、自転車も事故を起こせば加害者となり、莫大な損害賠償を請求される場合があることから、新年度に入ってから自転車保険加入の啓発とヘルメット着用や自転車運転中の携帯電話の使用禁止など、交通マナー向上を呼びかけるチラシを全保護者宛てに配布する予定です。今後も引き続き児童生徒の安全確保と交通マナー向上に努めてまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

西野議員ご質問2点目、12月議会でごみ収集車のスピーカーによる啓発について既に導入している自治体の情報収集を行い、検討すると答弁されておりますが、その後の検討結果はどうか、また、導入の考えはについてお答えいたします。

既に導入している自治体では、ごみ収集車に搭載している機器は、車両購入後、後づけした機器ではなく、当初から車両に装備されてあるとのことであります。当センターの収集車は、さきの12月議会でご答弁いたしましたとおり、議員ご提言の啓発に使用するためには、新たに機器の購入が必要となることから、直ちに、全車両

を一斉に機器更新することは困難であります。市としましては、今後、車両更新時にスピーカーを通して呼びかけることができる機器の導入を行ってまいりたいと考えております。

なお、その間で、当該機器の交換が必要となった場合には、スピーカーによる啓発を行うことができる機器に変更するなど、必要に応じて前倒しで対応していくとともに、機器変更後は、教育部局と協議を行い、実施に向けて準備を進めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

西野豊議員。

○西野議員 1点目、2点目とも答弁は結構です。

1点目、私の実感としてヘルメットの着用率がふえているように思います。これも教育委員会並びに教職員の皆様方の努力の成果だと認識しておりますが、自転車の前のかごにヘルメットを入れていながら着用していない生徒も見受けます。今後も根気強く指導を続けていただきたい。

また、自転車事故は相手が車だけではなく、人との事故もある。車と事故した場合は、児童生徒の生命、人との場合は児童生徒が加害者になり、多額の損害賠償金を請求され、判決が確定している事例も増加しています。いずれにしても、本人だけではなく家族にとってもつらい事態となります。絶対事故のないよう、引き続き交通マナー、自転車マナーの指導徹底をお願いします。

2点目、脳科学者小泉英明博士は、文科省脳科学と教育研究を中心になって推進した1人ですが、小泉博士は目よりも耳からの情報は処理が早い、目を見た文字情報はそのままでは処理されず、あるステップを踏んで文字として読み取ります。

一方、音声情報は直接的に音声情報を聞き取ることができます。また、音声は言葉や文章の意味を聞いた順番どおり理解しているので、処理が早く素早く理解できる特徴があります。さらに、目からの文字情報だけだと注意力が続きませんが、耳からの刺激があることで集中して取り組めるため、つまり、言葉や文章は視覚的に捉えるより、耳から聞いたほうが情報処理は早いという特徴があると述べております。

すなわち、ごみ収集車からの音声による周知啓発を行うことが効果が大きいと私は確信しております。当該機器の交換が必要となった場合には、スピーカーによる啓発を行うことができる機器に変更するなど、必要に応じて前倒しで対応していくとの答弁をいただきましたので、実施すれば効果の検証もできると考えます。

以上で私の一般質問は終わります。

○松下議長 以上で西野豊議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、山本重信議員、一問一答方式で質問を願います。

○山本議員 7番、山本重信です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回質問は3点ございます。

1点目、地震対策。2点目、学校冷暖房化。3点目、歩道設置と道路改良について質問をいたします。

この写真を見ていただきたいんですけども、これが根来断層の断層ずれを起こした工事前の写真です。それで、一皮向いた後のこの色の変ったところが断層のずれの写真です。これを見ながら聞いてください。

3年前、死者、行方不明者あわせて1万9,000名、負傷者約6,000名と多くの犠牲者を出した東日本大震災が発生してもう3年が過ぎました。この対策として各市町村に危機管理室が設けられ、さまざまな対策が講じられています。報道では、東海、南海・東南海地震の対策のみを報道され、市でもこれらの対策を重点的に取り組まれているのではないのでしょうか。県内各地では、それぞれの市町村にあった対策を講じられていると思います。

一部紹介しますと、某保育園では毎日高台へ避難する訓練をされています。最初は7分ぐらいかかっていた避難時間が1分を切るまでになったと報道されています。また、ある市では、高齢者避難対策としてリアカーに乗せての避難訓練を実施されています。このように地震対策よりも津波対策がほとんどだと思います。東日本大震災で被害に遭われた被災者の方の多くは、私たちのところに地震なんて来るわけではないと考えていたために、大きな災害に遭ったと話されております。この考えが一番怖いとも感想を述べられております。

私たちの住む岩出市は、日本列島を縦に二分する中央構造線の分岐断層の根来断層が東西に走っている地盤の上に位置しております。この根来断層ずれ跡、この写真のように断層テクトニクスの神戸大学の名誉教授であられる宮田先生とともに先日現地視察に行ってまいりました。この写真のように、大きな断層ずれ跡が現在も長い年月を超えて現存しています。

宮田先生の200万年前、あるいは7,200年前の話はさておきまして、現実的な話をいたしますと、前回の根来断層地震は天平6年で西暦734年、そのころの岩出の神社で説明しますと、西暦701年に白山神社、現在の上岩出神社ができ、また西暦712

年に大宮神社が日本武尊をいただき、設立されたとしています。この時代に起こった地震です。

ドイツ人技師の学説によりますと、境谷、押川の位置する内帯と岡田、中島地区の外帯との間に位置していて、岩出市はこの中央構造線の根来活断層が市の中央部分に東西に走っていると予測されております。この中央構造線地震は2,000～3,000年周期と言われておりますが、既に1,300年が過ぎております。いつ地震が起こってもおかしくありません。

東南海地震の被害は津波が一番大きいと予測されております。それに対してこの中央構造線地震は、私たちの住む岩出市に直下型地震で直接大きな被害をもたらすと予測されております。現地調査では、宮田先生は1回目の地震の断層ずれ跡が2回目の地震で入れかわるぐらい大きな地震が来ているそうです。東南海地震と違った直下型地震も考慮した早急な対策が必要だと考えます。紀の川市にある近畿大学生物理工学部では、地震対策として断層帯を外して1号館と2号館を分離して建設をしています。この地震での断層ずれは根来の峠近くに保存されています。紀泉台の山にもあるそうです。私は確認しておりません。県では、保存の理由として今後の研究、見学のためとしています。

話が変わりますが、以前神戸の地震保存館に行ってきました。現在保存されている地震発生時のあの悲惨さは私の想像をはるかに超えています。また、淡路島の野島断層保存館の断層ずれも見ってきました。両方とも風化させないための保存だと思います。

そこで質問です。総務部長と教育長にお聞きします。

まず1点目、中央構造線地震と東南海地震に対してどのような対策を考えられているのか。総論で結構です。

2点目に、各種団体や企業と災害に対する協定を結ばれていますが、その協定内容と理由を聞かせてください。

3点目、根来断層での断層ずれ跡を写真集等にして小中学校の教材として用いるべきだと考えます。お考えは。なお、断層ずれ跡非常に狭い道路わきですので、現地見学は非常に危険が伴いますので、その辺は考慮して答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 山本議員ご質問の1番、地震対策についての1点目、中央構造線地震と東南海地震に対してどのような対策を考えられているのかについてお答えいたします。

岩出市地域防災計画の中で、防災行政の基本方針として、市の総合的な防災施策の目標となる災害に強いまちづくり、災害に強い人づくり及び災害に強い仕組みと応急対策への備えを防災ビジョンとして策定し、この防災ビジョンを踏まえて、1つ市民一人一人が常に災害への意識を持ち、自助努力を続ける。

2つ、地域住民によるコミュニティーの連携を強め、地域での助け合いを行う共助を推進する。

3つ、市のもつ全ての行政力で、県、近隣市町村、防災関係機関等の支援を得て、公助を推進するという防災基本方針を定め、大規模地震対策に取り組んでいるところでございます。

また、これらの防災ビジョン、防災基本方針に基づき、平常時に各種災害に対応する予防対策計画を推進するとともに、発災時にスムーズな応急対策を行うための応急対策計画による地域防災訓練の実施など、県や関係機関等とともに、ソフト、ハード両面から防災体制に取り組んでいるところでございます。

なお、中央構造線地震と東南海地震のそれぞれの対策についてですが、地域防災計画においては、被害の想定はそれぞれで行っておりますけれども、地震への対策については、先ほど述べました取り組みを行っているところで、今後、国の中央防災会議で位置づけられる内容が生じれば、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の各種団体や企業と災害に対する協定を結ばれていますが、その提携内容と理由を聞かせてくださいについてですが、現在、市では大規模災害が発生した際に、市独自では十分な被災者の救援、支援等の応急措置が実施できない場合に、和歌山県のみならず他の市町村、民間企業等と災害に対する応急措置等を円滑に遂行するために、相互応援協定等の締結を進めているところでございます。

平成26年3月20日現在で30の協定を締結しており、協定内容は、水道災害時における応援対策、郵便局等との相互協力、救助物資の調達、災害時の応急対策業務、医療救助活動、医療品等の供給、福祉避難所として民間福祉施設等の使用、資機材の調達及び石油類燃料の優先供給の協定を締結しております。これらの協定以外にも市内や近隣市との協定では、ともに被害を受ける可能性もあることから、遠方の市町村や全国的に展開している事業所等との協定締結に向け、より防災に強いまちづくりに努めてまいります。

また、市民に対しましては、非常食を7日間程度確保することなど、自助意識の向上にも努めて周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 山本議員ご質問の1番目、地震対策についての3点目、根来断層での断層のずれ跡を写真集等にして小中学校の教材として用いるべきだと考えますが、お考えはについてお答えいたします。

根来断層は、南海トラフと並んで大地震をもたらす恐れのある活断層です。子どもたちに対しては、この活断層による大地震にも備えなければならないという意識づけが必要であり、学校における防災教育を進める上で、根来断層は、まさに生きた教材となり得るものと考えています。

また、小学校では総合的な学習の時間などに、中学校では理科の時間などに活用できる貴重な地元教材であるとも考えています。

このような観点から、現在、土木課で各工事段階ごとに断層の様子を写真に記録しておりますので、その写真をデジタル資料として各学校に配布し、必要に応じて授業などで活用できるようにするとともに、広く市民の皆様にも知っていただくために、民俗資料館に、それらの資料をパネル写真として展示できるように検討してまいります。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 山本議員ご質問の1番目、地震対策についての3点目、根来断層での断層ずれ跡を写真集等にして小中学校の教材として用いるべきだと考えますが、お考えはについてお答えいたします。

土木課では、災害復旧工事で取り除かれる根来断層の記録保存が必要と認識しており、根来断層の研究者であります神戸大学名誉教授で大阪市立大学客員教授の宮田隆夫教授、県自然環境室及び岩出市教育委員会と協議を行っております。

平成26年1月16日に、根来断層の構造並びに工事着手に当たる注意点等をご教示いただき、また、3月18日には、現地において断層の状況を確認していただいているところであり、除去されてしまう断層部分の記録保存等についても相談しております。

今後も、宮田教授を初め、県自然環境室、岩出市教育委員会と連携を図り、小中学校の教材として利用できるよう、デジタル化及び写真パネル等を作成してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

山本重信議員。

○山本議員 再質問を2点お聞きしたいと思います。

私の友人に岩手県の釜石で被災された方がおられまして、現在東北のほうでは、避難する場合に車で避難をしないと、もう全て歩くと。その電柱あるいは家屋が倒壊して、もうほとんどの津波に流された方は車に乗ってられる方が多かったというような話も伺っております。

そこで、1点目の防災対策で具体的にソフト面、ハード面の取り組みはどのように考えられているのか。

2点目、相互応援協定を結ばれて30に余る業者の方、団体と協定を結ばれているようですけれども、今後の協定の方向性をどのような分野との協定を考えられているのか。私は、近隣の市町村だと、大きな地震が来た場合には人どころではない、全然間に合わない状態になると思いますので、少なくとも近畿圏、外れたような他府県の協定が非常に望ましいと考えますけれども、お考えを聞かせてください。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 山本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災対策についてのソフト、ハード面の具体的な取り組みについてでございます。

まず、ソフト面といたしましては、自主防災組織の育成、住宅の耐震診断補助事業、地域防災訓練、広報誌などによる防災啓発、それから協定先と連携した防災啓発、これは石油商業組合などと連携して、安全にこの燃料を使用するなどのこういうふうな啓発を行うわけです。それから、那賀消防組合と合同で行う救命救助訓練などが上げられます。

また、ハード面といたしましては、避難施設などを初めとした公共施設、橋梁も含めた耐震化、それから防災資機材の充実、それから、この26年の事業を予定しておりますが、避難施設へのサイン事業、表示看板の設置事業などが上げられます。

それから、2点目の協定の関係ですけれども、今後協定の方向性と、どのような分野との協定を考えているのかについてですけれども、市といたしましては、発災時により安定した救助物資等の調達が必要でありますので、より複数の民間企業との協定を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、南海トラフの地震、震源とした大規模地震については、太平洋側を中心とした多くの市町村の被災が想定できます。このことから、地震被害が少ないと、

比較的少ないと想定できる当市から遠い、議員ご提言のあるように圏外ですね、圏外、近畿圏外の市町村との相互応援協定を今後進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長　これで山本重信議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

○山本議員　2点目の質問をいたします。学校の冷暖房化について質問いたします。

これ、現在、岩出の田んぼとか畑で個人的に投資されている方、売電用の設備です。これが今も進んでまいりまして、産業用の太陽光発電システムで、これが全部大きなパネルになっております。これを見ながらお聞きいただきたいと思います。

現在、各家庭で冷暖房設備のない家庭は皆無だと思えます。子どもたちは夏はクーラー、冬は暖房での生活が当たり前だと思って生活をしております。私は、学校の冷暖房化を図るのに何かよい方法はないかと考えました。そこで思いついたのがソーラーシステムです。現在、岩出市内で個人でソーラーを発電している場所が10カ所以上ございます。設置者の方に伺いますと、田んぼで稲作をするよりもはるかに利潤がよいそうです。

そこで、新年度予算額を調査しますと、小学校の光熱水費2,221万8,000円、中学校で1,066万円の予算額となっております。両方で3,000万円を超える予算が1年で消えてしまいます。もちろんプールの水や他の経費も含まれておりますが、毎年この金額は学校の光熱水費として使われております。

私の提案ですが、初期投資が発生しますが、ソーラーシステムで運営し、各教室冷暖房化の設置をするべきだと考えます。このソーラー、7年で初期投資が解消できるそうです。ちなみに耐用年数は30年だそうです。幸いなことに、産業用太陽光発電システム多くの補助制度がございます。市職員の職員の方たちが毎年苦勞されているお得意の補助制度の有効活用もできます。

以前、私立の学校に行く子どもたちに「なぜ私立の学校に行くのか」と聞いたことがございます。すると子どもたちが申しますのは「夏は冷房、冬は暖房、おっちゃん、環境が違うんよ」とこんなふうな言葉で返されました。このように適切な環境を整えてやるだけで平均点も上がると伺っております。一度検討していただけないでしょうか。

そこで質問です。小中学校にソーラーシステムを利用した冷暖房設備を設置するべきだと考えます。お考えを聞かせてください。

○松下議長　教育部長。

○中谷教育部長 山本議員ご質問の2番目、学校冷暖房化対策についての小中学校にソーラーシステムを利用した冷暖房設備の設置の考えはについてお答えいたします。

小中学校の冷暖房設備の設置については、現在、普通教室には扇風機を設置するとともに、日差しの強い教室に遮熱フィルムを張るなど、既に環境改善の対策を講じております。また、保健室やパソコン教室など、必要と思われる特別教室には全てエアコンを完備しているため、現時点では普通教室への設置計画はありません。

しかし、ソーラーシステムを利用した冷暖房設備のメリットやデメリット、補助金活用策、近隣自治体の状況等、冷暖房設備設置を視野に入れ、検討を始めてまいります。

○松下議長 これですべて山本重信議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

○山本議員 次に、歩道設置について質問をいたします。

この写真見ていただけるとわかるように、車道と歩道の区別が全くございません。これは西国分の直角の紀の川市との接続部分の道路です。私、歩いてみましたけれども、歩けません。

そこで質問です。新年度も歩道設置が計画されております。私なりに歩道が必要なところを調査してまいりましたので報告します。農免道路が土地所有者の協力は得られないため歩道設置ができない場所が多くあると伺いました。歩いていて気になるところは、水栖とカラオケ店間、バイパスから川尻間、赤垣内からバイパス間、湯窪から中黒間、歩道がございません。歩くのに非常に危険が伴いますので、早急な歩道設置が必要だと考えます。

最後に、以前伺いました岩出と紀の川市の境界線の直角に曲がった道路、土地提供がされなかったためにこの不自然な道路となったと伺っております。その後どのようなようになったのか伺います。

そこで質問です。1点目、農免道路の歩道設置は早急に実施すべきだと考えます。

2点目、岩出、紀の川市の境界線の歩道を含めた道路の現状をお聞きします。

以上です。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 山本議員ご質問の3番目、歩道設置と道路改良についての1点目、農免道路の歩道設置は早急に実施すべきだと考えますについてお答えいたします。

農免道路であります市道山西線、市道山水栖線及び市道水栖西国分1号線は、岩

出市を東西に走る国道24号、県道粉河加太線と平行する主要幹線道路であり、朝夕の通勤時を中心に交通量が多く、歩行者にとって十分に安全が確保されているとは言えない道路であることは認識しております。

現在の農免道路の歩道整備状況についてですが、総延長5,742メートルのうち、歩道が整備されている区間は2,679メートルで、歩道整備率は46.7%となっております。

平成26年度交通安全対策事業では、上岩出地区公民館前において改良工事を行うほか、通学路に指定している山地区において、用地取得に取り組んでまいります。

また、歩道が整備されていない区間につきましては、新年度において、教育委員会と連携を図りながら通学路等優先箇所を定め、歩道整備計画を作成し、その必要性、危険性の高い箇所から重点的に着手してまいります。

次に、2点目、岩出、紀の川市の境界線の歩道を含めた道路の現状を聞かせてくださいについてお答えいたします。

市道水栖西国分1号線の岩出市と紀の川市の境界付近には、急なカーブがあり、通行には十分な注意を図らなければならない箇所となっていることから、車道部のカーブ緩和事業を行うことで、車両の円滑な通行が確保できるものと考えております。この箇所の進捗状況につきましては、平成24年度に測量設計を行い、平成25年度で用地買収が完了し、平成26年度で工事を実施いたします。

なお、歩道の整備につきましては、この箇所から西側の木積川附近までの歩道整備の計画は現在のところございません。紀の川市につきましても、東側の県道中三谷下井阪線までの区間における歩道整備の計画は、現在のところないと聞いております。

○松下議長 再質問を許します。

○山本議員 2点お聞きをいたします。

1点目の歩道設置の話ですけれども、教育委員会が指定している通学路の歩道整備の進捗状況を聞かせてください。

2点目に、市道水栖西国分1号線、農免道路の延長幅員構成をあわせて聞かせてください。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 山本議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会が指定している各小学校の通学路区間については、沿道住民並びに関

係者皆様のご協力により、総延長2,940メートルのうち1,480メートルが整備済みで、歩道整備率は50.3%となっています。

また、平成25年度から着手しております山地区の歩道整備区間の約200メートルを含めると、整備区間が1,680メートルで、歩道整備率が57.1%となります。

次に、市道水栖西国分1号線、農免道路の延長幅員構成ですが、事業延長は28.8メートルで、幅員は6.5メートルからカーブの最大で8.1メートルとなります。

○松下議長 これでは山本重信議員の3番目の質問を終わります。

以上で山本重信議員の一般質問を終わります。

通告3番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして総括方式で一般質問をします。

1点目は、図書貸し出しについてお聞きをします。

現在、岩出図書館には、普通紙芝居が1,686冊、大型紙芝居は13冊あるとお聞きしました。まず、その紙芝居の貸し出し状況についてお伺いをします。

次に、大型紙芝居の貸し出しについてです。昨年も住民の方の相談をお聞きし、同僚議員が大型紙芝居の貸し出しに緩和措置がとれないか一般質問をしましたが、そのとき、大型紙芝居は取り扱いには複数の人数が必要なため、団体のみの貸し出しとなっており、団体貸し出しにつきましては、市内の学校、官公社、社会教育団体、法人、また読書活動を行う等、館長が適当と認めた団体に対して貸し出しを行いますと答弁されました。

先日、催し物のキッズコーナーで大型紙芝居を使いたいと計画し、相談にいきましたが、その団体が今後読み聞かせを行うなど読書活動を継続する計画がないという理由で、大型紙芝居を借ることができませんでした。団体利用申込書を提出してもらえず、利用カードの発行もしてもらえなかったようです。このときは、ほかで大型紙芝居をお借りして読み聞かせを行ったそうです。

教育部長さんの答弁は、そもそも大型紙芝居は1人で扱えない、複数の方が必要であり、個人への貸し出しはなく、団体に貸し出しますということでしたように受けとめております。子どもたちが絵本や紙芝居の読み聞かせを通し、豊かな感性を育み、言語活動が豊富になることは間違いありません。定期的に読み聞かせなどの読書活動をしなくてもいいかもしれませんが、1回の開催であっても、読書活動の推進に間違いはないと思いますし、団体の利用カードの発行が今後も利用して、読み聞かせの

場が次にはあるかもしれません。読書活動を推進する人々のすそ野を広げることにつながります。

大型紙芝居は確かに個人では扱えないと思いますが、団体での貸し出しの申し出があった場合の緩和措置を希望しますが、お考えをお聞きします。

2点目は、がん検診についてです。

がん検診の受診率向上を目指し、無料クーポン券は2009年度から厚生労働省が40歳から60歳の女性を対象に乳がん検診を、20歳から40歳の女性を対象に子宮がん検診を、5歳きざみの年齢に達した女性に配布されてきました。この結果、厚生労働省の2010年度の調査では、乳がん検診はそれまで2割程度が、この結果31.4%と上昇したと報告されています。

平成26年度のがん検診の申し込みが各家庭に届きました。市民の方々は、この申し込みをすることでがん検診を受けられます。子宮がん検診では、精度の高いHPB検査も項目に入り、受診をすることで早期発見につながり、大変喜ばしいことです。

岩出市のがん検診のほかに女性特有のがんである乳がん、子宮がんについては無料クーポン券が配布され、がん検診を受診できましたが、クーポン券配布事業は5年が過ぎ、一巡したとしてこの制度は今年度で終了するとお聞きをしております。その後は、国は働く女性ががんになることにより、雇用の損失や子育てへの影響をかんがみ、早急にごがん検診の受診を促進させ、より早期の発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図り、女性の雇用拡大や子育て支援に資するとしています。

クーポン券を配布したが、検診を受診しなかった方が相当程度残っており、検診の重要性の認識と受診の動機づけを上位、醸成、向上させ、受診率の向上を図ることが必要であり、平成28年度末までに受診率50%達成するとして働く女性の、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業が始まると聞いています。無料クーポン券配布事業が岩出市ではどのように変更されるのでしょうか。

次に、大阪府池田市では、コール・リコールの検証実験を行っています。コールとは電話や手紙などで個別受診勧奨、リコールとは再勧奨を行うことです。クーポン券配布により受診率が向上しましたが、クーポン券配布後、再勧奨の通知を配布することで、受診率がさらに10%程度の上昇したと報告をされております。岩出市のコール・リコール事業の導入について現在どのように実施、計画されているのかお尋ねします。

3つ目は、移動式赤ちゃんの駅の導入についてお聞きします。

移動式赤ちゃんの駅とは、おむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動可能なテントをいいます。野外での開催のイベントに授乳やおむつがえの場所の心配をせず、保護者が安心して乳幼児を連れて参加できるよう、移動式赤ちゃんの駅を市が確保し、無料貸し出しをしてはどうかと提案をします。運動会や先日の岩出市マラソン大会などの催しのほかにも、防災用具として避難所に必要でもあります。移動式赤ちゃんの駅を導入すべきだと考えますが、市のお考えをお聞きします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○中谷教育部長 宮本議員ご質問の1番、図書の貸し出しについての1点目、紙芝居の貸し出し状況についてにお答えいたします。

平成24年度の実績は、普通紙芝居が4,003回、大型紙芝居は3回貸し出しております。

次に、2点目、大型紙芝居の貸し出しについてにお答えいたします。

岩出図書館では、大型紙芝居の貸し出しについては、取り扱いに複数の人数が必要なことから、団体貸しのみとしており、その対象につきましては、管理運営に関する規則等ということで、先ほど宮本議員が言われましたように決め、館長が適当と認めた団体としております。

加えて、大型紙芝居は13冊しかなく、価格も高く、貴重な図書資料であることから、申し込みの際には、その申し込み団体の過去の読書活動状況や今後の継続的な活動の有無などを勘案して決定することとしておりますが、貸し出しの実績が24年度でございますが、3回とのことから、もっと活用していただくために、大型紙芝居の貸し出しについても柔軟な対応ができるよう条件等見直してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、がん検診についての1点目、無料クーポン券配布事業の変更内容と2点目、コール・リコールの導入について一括してお答えいたします。

従来、国においては乳がん及び子宮頸がん検診の受診率向上等、正しい健康意識の普及啓発を図り、健康の保持増進を推進することを目的として女性特有のがん検診推進事業が実施されてきました。この事業の対象者は、子宮頸がん検診を20歳から40歳まで、乳がん検診を40歳から60歳までとし、それぞれ5歳刻みの方に無料ク

ーポン券等を配布し、検診受診の呼びかけを行うというものでございます。

平成25年度で事業開始から5年が経過し、検診対象者への受診を促す一定の役割を達成したものとし、平成26年度からは、さらなる受診率向上に向け、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に改められることとなりました。今回の見直しでは新たに、子宮頸がん検診が20歳、乳がん検診が40歳になる方について、クーポン券等を配布し、また、過去にクーポン券等を配布した方に対しては、再度、個別通知で受診を呼びかけるコール・リコールを実施するというものでございます。

市においては、これまでの国の施策のほか、独自できめ細かな広報啓発活動や協力医療機関の拡大等さまざまな方策を講じ、受診率の向上に努めているところであり、年々、その成果があらわれてきております。

今後は、受診行動の定着化のため、引き続き、がん検診についてのお知らせ及び検診申込書の全世帯への配布や、集団検診申込者で未受診者である方への電話勧奨を行うとともに、子宮頸がん検診は20歳から69歳、乳がん検診は40歳から69歳まで過去に無料クーポン券を配布した方を含む検診対象者全員に対して、個別受診勧奨を行うなど国が進めるコール・リコールを実施いたします。

また、従前の受診啓発に加えて、本年度は、市内の企業や事業所、団体等と連携し、生き生きと健康に暮らせるまちの実現に向け、各種がん検診の受診率向上を図るための取り組みを強化してまいります。

次に、同じくご質問の3番目、移動式赤ちゃんの駅についてお答えいたします。

移動式赤ちゃんの駅は、野外で人目を気にせず、自由に授乳やおむつ交換を行うスペースのことであり、その確保には、移動式のテントが使われ、椅子や折り畳み式おむつ交換台などが設置されております。こうした場所を設けることで、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加することができるようになるなど、子育て支援のための環境整備という点からも必要性を認識してございます。市内では、年間を通じて屋外でのさまざまなイベント等が開催されており、また、議員ご指摘の災害発生時には、多くの方が避難所を利用され、中には乳幼児を抱えた保護者もおられるものと考えます。

市といたしましては、これらのことを踏まえ、今後、企業や団体、個人事業主等への協力を求めることも視野に入れながら、他市の状況等を参考に関係部局と協議し、導入について検討してまいりたいと考えます。

○松下議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 団体貸し出しの件の確認なのですが、条件を考えるとというふうにご答弁をしていただきました。団体が申し込みに行きましたときに、さきでは団体利用申込書も受け取ってもらえなかったんですが、そのあたり、団体利用申込書を受け取っていただき、利用カードの発行もしていただいて、今後、団体が紙芝居だけではなくて、図書の利用であったり、大型絵本であったりも同じだと思うので、そのことも含めてこの条件を考えていただけるのでしょうか。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、大型紙芝居についてですけれども、先ほど言いましたように、実績的にはなかなか使っていただくことが少ないという中で、もっと議員言われるように活用して、もっと絵本の読み聞かせによって読書活動を子どもたちもですけれども、そういう活動をもっと広げていかなくはないと考えてございます。そうした中で、先ほど答えましたように、一応、館長判断になるんですけれども、そこたし柔軟に対応していきたいと考えています。

それからまた、一般図書のほうですけれども、それにつきましても団体貸し付けというのを行ってますので、その点もご利用いただけたらと思います。

○松下議長 以上で宮本要代議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、5番、田中宏幸議員、総括方式で質問を願います。

田中宏幸議員。

○田中議員 5番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、安全できれいな道路整備について、平成27年度に紀の国わかやま国体、和歌山大会の開催や京奈和自動車道の県内全線の供用開始が予定されています。市では、市長の施政方針で述べられたとおり、道路渋滞対策事業として京奈和自動車道岩出インターチェンジへのアクセス道路として市道根来安上線の整備を進めています。

また、防災災害対策事業としてクリーンセンター進入路となる市道押川根来線を最重要事業として平成27年度の完成を目標に取り組んでいます。

また、主要幹線道路において、朝夕の通勤通学時を中心に渋滞が多発していることから、年次計画を立て、交差点の改良工事を実施するという事で、大変ありがたいと思っております。交通量を緩和するため、平成24年4月に岩出市の南北を結ぶ幹線道路市道安上中島線が開通し、ほかの主要幹線道路の交通量が少なくなったように思われます。

しかし、以前から地域の中にある狭い既設道路は住居地から幹線道路に出ていくため、交通量が今も変わらない道路が多くあります。

1つ目の質問です。県道山村交差点から農免道路の山村交差点までの拡張工事について、農免道路の山村交差点周辺から南へ200メートルぐらいは2車線で歩道もあり、整備されていますが、県道粉河加太線の山村交差点から農免道路の交差点まで道幅が狭い上、粉河加太線から農免道路に通り抜ける車が多く、特に、山村交差点から南へ100メートルぐらいのところの山一集会所付近のコーナン付近では、大変見通しが悪く道が狭く、車のサイドミラーが接触する小さな事故が発生しており、大変危険な道路です。

また、この道路は山崎北小学校の通学路にもなっていますので、子どもの安全を確保するためにも、2車線でセンターラインが引ける道幅に拡幅していく計画はないのでしょうか、お聞きします。

次に、横断歩道を初めとする道路区画線の整備について質問します。

わかやま国体の開催が1年後に迫ってまいりました。岩出市としても大会の成功を目指して準備を進めているところでございますが、国体が開催されますと、国体の関係者、役員、選手、そして家族、友人とたくさんの応援の方々が岩出市に来られます。私たちの岩出市が、県外から来られた方々にどのようなまちとして評価をしていただけるのが大切であります。県外の方々が岩出市に来られて一番最初に目にするのは町並みや景観、それと道路の整備状況であると思います。私たちもほかのまちへ行きますと、やはり最初に目にするのは町並みや道路整備ができています。

そこでお聞きします。最近市内を走っておりますと、特に、横断歩道の手前に引いているダイヤモンドマーク、横断歩道停止線が消えかかっているところがたくさん見受けられます。小学生の通学時を初め、歩行者にとっては横断歩道と交差点付近の白線が消えていますと大変危険で、事故が発生することも考えられます。すぐにでも

新しく引き直せないものですか。

また、センターライン、サイドライン、ゼブラゾーンについても消えているところが見受けられます。事故が発生することも予想されますので、ラインの引き直しの計画はないのか、お聞きします。

また、本年度の予算の中で、市道補修事業や交通安全施設等整備事業とありますが、その中に組み込まれているのか、お聞きします。

2つ目に、中学校のクラブ活動にラグビー部の新設をとということで質問させていただきます。

スポーツ競技の中で、ラグビーの魅力は健康な体づくりはもとより仲間とのチームワーク、味方や対戦相手を尊重するマナー、多くの困難を乗り越えていく勇気や強い意志など、スポーツ選手としてだけでなく、1人の人間として学ばなければならない多くの大切なことを教えてくれます。ラグビーは一人一人が責任ある行動を求められるものであり、1つのボールをつなぐというプレーに込められた信頼、そして、どんな困難にも立ち向かう勇気、瞬時の決断力、判断力が求められる競技であります。「one for all, all for one」1人は皆のために、皆は1人のためにという基本精神のもとに、個人はチーム全体のために自己犠牲をし、チームは一丸となって個人をサポートします。

また、試合終了のホイッスルをノーサイドといいます。ラグビーならではの表現ですが、単に試合終了を意味するだけであれば、ほかの表現のほうがわかりやすいはずです。しかし、あえて「ノーサイド」という言葉を使っているのには、ラグビーには独特の考え方があるからなのです。試合中は敵、味方として戦ってきた選手たちが、試合終了のホイッスルが鳴れば敵・味方なく同じラグビーを愛する仲間として双方の健闘をたたえ合うという意味が含まれているからなのです。

また、ラグビー選手は、試合において当然のことながら勝敗についてもこだわりを持ちますが、それ以上に試合内容が正々堂々と紳士的であったかどうかにかかわりを持ち、非紳士的な行為は選手として最も恥ずべきことです。このことをノーサイドの精神といい、これこそがラグビー選手の誇りとするところであり、素晴らしい精神を持って親しいラグビー仲間となるわけです。

競争社会と呼ばれる現在で忘れがちな、お互いを尊重し、相手に敬意を払い、思いやる心をラグビーは教えてくれます。日本では余りなじみのないスポーツ競技がありますが、世界の中では人気のあるスポーツでございます。2016年のリオデジャネイロで開催されるオリンピックでは、7人制ラグビーが男女ともに競技種目にな

っております。2019年には日本でワールドカップが開催されます。多くの皆様にラグビーのよさ、関心を持っていただくためにも、ラグビー部の新設のお考えはないのか、お聞きいたします。答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 田中議員ご質問の1番目、安全できれいな道路整備についての1点目、県道山村交差点から農免道路の山村交差点までの拡張工事についてお答えいたします。

現在、道路整備については、道路渋滞対策事業として京奈和自動車道岩出インターチェンジのアクセス道路であります市道根来安上線、防災災害対策事業としてクリーンセンター進入路となる市道押川根来線を最重点事業として、平成27年度完成に向け総力を挙げ全力で取り組んでおります。そのほか交通安全対策事業、生活道路整備事業の各事業を進めております。

議員ご質問の市道東山下中島線の山地区、約280メートルの区間は、県道粉河加太線から市道山水栖線、県道小豆島岩出線、国道24号への通過交通量が多く、道路幅員が約5メートルで、特に山一集会所付近はカーブになっており、対向時には注意が必要であります。また、通学路にも指定していることから、2車線での拡幅が必要であると認識しております。

つきましては、道路拡幅事業を進めていくには、沿道関係者の協力が必要不可欠であり、土地所有者の同意等諸条件が整えば、安全性、緊急性をかんがみ、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、横断歩道を初めとする道路区画線の整備についてお答えいたします。

議員ご質問の横断歩道や停止線、ダイヤモンドにつきましては、公安委員会及び警察が管轄となっております。管理者である岩出警察署に問い合わせたところ、摩耗状況を調査確認し、補修を順次実施していくとの回答をいただいております。

なお、土木課では、道路区画線、ゼブラゾーン、交差点マークにつきましては、現地確認の上、交通安全対策費を活用して対応しているところでございます。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 田中議員一般質問2番目の中学校のクラブ活動についての1点目、中学校にラグビー部の新設をについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ラグビーに限らず、スポーツは健康な体づくりを初め、仲

間や相手を思いやる心など、豊かな人間性を身につけることができる活動であります。

しかし、ラグビー部を市内の中学校に新設するに当たっては、現在の運動クラブのグラウンドの使用状況や設備面等において課題が多くあります。

また、岩出市内には、幼稚園児から中学生を対象としたラグビーのクラブチームがあり、多くの大会で優秀な成績をおさめておりますが、市内中学生は7人、小学生高学年は10人となっており、チーム編成も難しい状況であり、また、教職員等の確保も難しく、ラグビー部を中学校に現在のところは新設する考えはございません。

なお、本市には、スポーツによる青少年の健全育成を図ることを目的とした岩出市スポーツ少年団があり、施設利用についての配慮や大会出場への補助などを行っております。ラグビークラブが加入していただければ、子どもたちのスポーツ種目の選択肢もふえ、ありがたいと考えており、今後も他の未加入のクラブチームとともに加入に向け働きかけを行ってまいります。

○松下議長 再質問を許します。

○田中議員 先ほどの道路拡幅計画であります。現在、市道根来安上線、市道押川根来線等たくさんの事業を行っていることは承知しております。大変頑張られていることだと思っております。先ほどの答弁で諸条件が整えばということなので、よろしく願いしておきます。

次に、横断歩道等道路区画線について再度お聞きいたします。

横断歩道は、公安委員会及び警察で警察署に聞いていただいたとの答弁でしたが、市から岩出警察署に申請していただけるのですか。それから、岩出市内の国道24号線、県道につきましても、道路区画線の消えているところをよく見かけますので、それぞれ国土交通省、和歌山県が引き直してもらえるのかお聞きいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 田中議員の再質問にお答えいたします。

横断歩道や国道、県道の道路区画線等に支障がある場合は、市からそれぞれ岩出警察署、国土交通省、和歌山県に要望を行ってまいります。

○松下議長 以上で田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、順次質問をさ

せていただきたいと思います。

まず最初に、教育委員会についてご質問をさせていただきたいと思います。

昨年12月13日、中央教育審議会は、今後の地方教育行政のあり方についてという答申を取りまとめてきました。答申は教育委員会制度について市長を地方教育行政の執行機関として教育長をその補助機関に位置づけ、教育行政の責任者とする事、教育委員会は存続するものの、市長の特別な附属機関と位置づけるとしております。そして、安倍内閣の教育委員会制度改革は、市長が方針の作成や教育条件、人事方針などを決定し、さらに、国による介入、干渉を強化をするなど、市長と国による教育の介入を強化する危険なものであります。

現行の教育委員会制度は、戦前の軍国主義教育の反省の上に立ち、地方教育行政は学問の自由や教育を受ける権利など、基本的人権の保障、地方自治の原則などにより、国や行政機関から独立して、国民に直接責任を負っているものへと変革をされました。この原則をないがしろにし、市長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達の際の政治権力や国家に従属させるものであり、断じて容認できるものではないと考えます。

そこで、次の点について教育委員会の委員長のご見解をいただきたいと思います。

1 番目に、昨今の教育委員会改革の動きについてどのようにとらえられておられますか。

2 番目に、現行の教育委員会に問題点や課題があるとすれば、どのようなことがあるのでしょうか。

3 番目に、指導要綱や教科書選定、そのチェックの実態についてお聞きをしたいと思います。

4 番目に、中立性の確保というのは可能なかどうか、お聞きをしたいと思います。

5 番目に、教育委員会委員長と教育長の一本化についての見解を、まずお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○佐谷教育委員長 現行の教育委員会制度では、一般的には事務局案を追認しているという批判や、また、教育委員長と教育長の責任の所在が曖昧である等の意見があることはよく認識しておりますが、本市ではそういうことはございません。私たちは、岩出市教育委員であることの自覚と誇りを持って取り組んでおります。今後も

そういうつもりで頑張っていきたいと思っております。

なお、あと詳細につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の1問目、教育委員会の改革の動きどう見ているのか等についてお答えさせていただきます。

現在の教育委員会制度につきましては、自民党と公明党の間で、この3月11日に、首長の権限の強化や責任の所在の明確化等を骨子とする合意を見たところでありま
す。この合意を受けて、この後、国会に教育委員会制度改革案が提出されることにな
りますが、この中身につきましては、今後どのように変わっていくのか、閣議決定、
そして国会審議等がございますので、国の動きを注視していきたいと考えてござい
ます。

続きまして、2点目の現行の問題点、課題はあるのかについてお答えいたします。

教育委員会は、教育長を除き非常勤で構成されており、教育委員長の答弁にもあ
りましたけれども、現行の教育委員会制度には一般的な批判や意見があることは認
識してございます。しかし、岩出市教育委員会では、子どもたちの学力向上やいじ
め、不登校問題等の諸課題や教育施策について真剣に議論し、その進捗状況を事務
局が説明するなど、地方自治法第180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関
する法律にのっとり、教育行政の基本方針や重要事項を審議しており、教育委員会
としての責務を果たしていると考えてございます。

次に、3点目の指導要領と教科書選定、そのチェック体制の実態はどうかについ
てでございますが、教科書選定につきましては、学習指導要領に基づいて編集され、
国の教科書検定を合格した教科書から選定してございます。選定に当たっては、各
教科の調査研究員が各社の教科書を読み比べ、報告書を作成します。その報告書
をもとに、教科用図書選定委員会が審議し、選定委員会の答申をもとに、岩出市と紀
の川市の教育委員で構成する那賀地方教科用図書採択協議会で協議し、教科書を1
種類に決定するという仕組みをとっており、3段階のチェックを行っているところ
でございます。

4点目の中立性の確保は可能なのか、5点目の委員長と教育長の一本化について
の見解はどうかについてでございますが、教育委員会といたしましては、国が定める
法律等に基づき運営していくことになっておりますので、現時点では、今ある制度
の中で、決定すべき事項について真剣に議論し、その責務を果たしていけるよう今

後も努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ご答弁ありがとうございます。

第1問の教育改革についての質問については、一定もう安心をした面と、これからの動きによってどう変わるかわからないというご説明をいただきました。基本的には教育行政、これは戦前の忌まわしい軍国主義社会の中で、子どもたちが戦争に駆り出されていったと、根本的には教育があれば何でもできるという時代であったわけですね。一方的な変更した教育行政の中で、子どもたちがみずから戦争にかつぎ出されていくと、こういう過程の中で生まれてきた戦後の教育が、それは何だったのかというと、教育基本法にもうたわれていますように、教育の目的及び理念というのは、第2条の5項にうたわれているんですが、伝統と文化を尊重して、それらを育んできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重して、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養っていくんだというこの教育の目的、理念に従って戦後68年間教育行政が行われてきた。

最近、自殺とか子どもの問題が発生して、滋賀県の大津市等でも問題になり、今の教育が政府から見て、政権から見て責任の所在の不明確、危機管理能力の不足、審議会等の形骸化ということで、それをなくすために今回の教育行政の改革案というものが出されてきとるわけです。

そうしますと、現実的には、その機能が果たしてないというところが問題なのであって、それが時の政権の思惑で教育行政をゆがめていくということがあっては、私はならないと。強い反省の上に立っていくならば、教育というものは中立であり、そういう立場を堅持をしていただきたい。このことが今私たちが求めていることであります。それについて再度、教育長、教育委員会委員長を初め岩出市については、そういうことはないんだということで今言われておりますので、その点については信じるということにして、これから、さらに教育行政についてもそういう立場を堅持をしていただきたいというように思っております。

そこで、2～3点お聞きをしたいんですが、昨今「アンネの日記」が東京都のほうで破られております。それから「はだしのゲン」がいまだに和泉市役所の市長が、これは生徒には読ませるべきではないということで閉館措置をとったという動きがあって、批判が起きているんですけれども、岩出市におけるそれについての現状はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

東京、関東の公共図書館で「アンネの日記」が破られる等のことについては痛ましいことだと考えておりますけれども、本市におきましては、図書館においてそういうことはございませんし、開架図書の中でそういうことはないようにということでもあります。今までと変わりなくあります。

「はだしのゲン」につきましても、以前もお答えしましたように、他市の教育委員会等のことをございますので、私のほうからコメントする立場にないということをございますので、再度ここで話させていただきたいというふうに思います。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この教育改革の問題については、基本的には今、ご答弁をいただきましたが、地方教育行政について政治的な中立性、継続性、安定性を確保して、もっと教育の本質的要請である自立性、自主性を維持して、子どもの教育を受ける権利、学習権の充足を図られるよう岩出市教育委員会並びに教育長、教育関係者の注意で指導力を発揮していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。これは答弁は結構です。

○松下議長 これで尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目に、職員互助会について質問をさせていただきます。

互助会、岩出市の職員互助会についての問題ではありますが、過去からでも何回かこれに関して質問をしたことがあります。今回は、本市における補助金支給について岩出市職員互助会についてお聞きをしたいと思っております。

これは、過去、吹田市で吹田市の職員の福利厚生に伴う互助会に支給していた補助金が職員への事実上の闇退職金に回されていたりということで、吹田市民が互助会、元吹田市長、元出納責任者を相手にして賠償責任訴訟を、住民訴訟を行って、判決がおりております。高裁、最高裁でも既に出ている判決ありますが、その中で補助金をみずから地方公務員の公務員法の趣旨に反することが起きるのではないかということを私は思っております。

そこで、次の2点についてご質問をしたいと思っております。

まず第1に、互助会の決算内容及び支出先事業について岩出市の互助会はどうな

っているのか。

それから2番目に、この互助会会員の構成の範囲についてはどのようにされているのか。特に、特別職及び非常勤職員は含まれるのか、この点についてまず初めにお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目、職員互助会の決算の内容及び支出先事業についてお答えいたします。

平成24年度決算で申し上げますと、主な事業としては、慶弔等の給付事業、それから福利厚生事業などを行っており、支出先については、互助会会員、体育クラブ、旅行会社などでございます。

次に、2点目の会員の構成範囲につきましては、岩出市互助会規約第4条において、本会は岩出市に常時勤務する市費支弁職員をもって組織すると規定されておりました、特別職、非常勤職員含まれてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、収支の話をされておりますが、現在の補助金の支給についての年額はわかりませんが、それについてまた答弁をいただきたいと思いますが、支出先については資料請求で事前にいただいておりますが、体育奨励補助金事業等、厚生補助事業について、この補助金については、枠を設けて、それ以外には使ったらだめですよという趣旨であろうと思うんですが、その点を再度確認をさせてください。

それから、この互助会の会員の枠であります、これは、私は市長及び特別職の加入の件については、今、第4条で特別職も入るんだということを言われました。この法律によりますと、この職員の適用する範囲であります、この法律の規定は法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないとあり、つまり、地方公務員法でいう職員とは、一般職の職員を指すのであって、この法律によれば、市長及び特別職が互助会に加入することは適当でないと考えられております。にもかかわらず、岩出市においては、市長、副市長、教育長がこの互助会に入って、それから慶弔金あるいはそこら辺の補助事業で支給をされているということになることは、通常は問題があるのではないかと、この法律を正確に読む場合、そのように思いますが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思いません。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目についてです。先ほど答弁させていただいた各事業の内訳年額でございます。給付事業については209万5,000円、それから福利厚生事業としては881万401円、それから体育補助といたしまして、合計ですけれども84万2,460円でございます。

それから、ご指摘の市互助会への公費の負担分についてですけれども、体育補助といたしましては、体育奨励補助として、これは25万9,560円をボーリング親睦費として経費を補助しております。

それから、福利厚生事業といたしましては、これ常備薬、薬ですけれども、この購入補助、上限1人1,000円でございますけれども、補助いたしまして15万7,620円となっております。

それから、互助会の職員の組織の範囲ということでございます。議員おっしゃる地方公務員法第4条の関係でございますけれども、職員互助会の組織については、自治法の42条の趣旨に基づき設置されておりました、職員のための任意的な互助組織として互助会が組織されるということになっておりました、職員ということでございますので、一般職、特別職を含むと考えて現在加入をしております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたが、特別職の範囲については、今後も互助会員として加入をさせるのか、それとも再考する考えはないのかについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、今補助金の金額を出されましたが、このうち構成団体の補助として、まあ慶弔ですね、これについても市長を初め特別職にも支給を交付されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

互助会の加入の今後の考えはについてでございます。他の市町村の状況なども調査した上で検討してまいりたいと思います。現在のところ引き続き加入を考えてございます。

次に、慶弔の関係の支給についてですけれども、規約等に照らし合わせて支給可能と考えてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきたいと思っております。

臨時福祉給付金についてであります。このもう間もなく4月から消費税率が5%から8%に引き上げられ、市民の生活がますます厳しくなる状況の中で、今回出されている臨時福祉給付金について負担の軽減策として出されていることではありますが、低所得者に向けての臨時福祉給付金、うち高齢基礎年金受給者等の加算資金もあるんですが、あるいは子育て世帯の臨時特別給付金が支給されようとしております。

この実施主体は自治体となり、どちらの給付金も受け取るには申請手続が原則必要になります。対象者に対して速やかに給付金が支給されるよう、円滑な事務処理が望まれるというふうに思っております。

そこで1番目に、対象者への収支、広報の方法についてはどうされるのでしょうか。

それから2番目に、給付実施に当たってのスケジュールですね。これについてはどう今計画されているのか。

3番目に、申請と審査の方法について、お聞きをしたいと思います。

さらに、配偶者などからDV等により避難している方への支給方法についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の臨時福祉給付金についてお答えいたします。

まず、1点目の対象者への周知、広報の方法でございますが、広報誌、ウェブサイトでの広報のほか、チラシ等の全戸配布を予定しております。また、非課税者等に対する課税されていない旨のお知らせ、介護保険料額決定通知書、国民健康保険税納税通知書等を送付する際にチラシ等を同封することを検討しております。

2点目の実施に当たってのスケジュールについてでございますが、受け付けは児童手当の受給者に給付される子育て世帯臨時特例給付金と同時期に行うことが合理的であると考えており、児童手当の申請と同時期の6月下旬に開始することを想定しております。

受け付け期間は、受け付け開始から上限6カ月間とされておりますので、申請期限は12月下旬を想定しております。

3点目、申請と審査の方法及び配偶者からのDV等により避難している方への対応についてでございますが、申請と審査の方法につきましては、市役所に郵送または持参していただいた申請書をもとに審査を行い、原則、口座振込により支給することとなります。

DV等により避難している方への対応につきましては、所定の手続を行っていただくことにより、住民登録を行っている市町村ではなく、実際にお住まいの市町村において給付を受けることが可能となっております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この給付についてであります。今言われた非課税所得の世帯については、1人1万円、それから老齢基礎年金受給者については5,000円加算すると。子育て世帯については児童手当、中学生以下の対象なんです。子ども1人について1万円と、いずれも1回限りの支給制度であります。そこで、岩出市におけるこの対象者というのは現在何人おられるのか。

それからもう一点ですね、私は危惧するのは、非常にこの作業というのは多くの動力が必要になってくると思います。担当課において滞りなく事務がスムーズに流れていくためにも、どのような人員体制で取り組みをされようとしているのか、ここについても、具体的にもう既に決まっているのであればお聞きをしておきたいと思います。

それから、さきの本会議の質疑でも1月1日の岩出市における住民票を置いている方ということになるんですが、1月1日以降、他の市町村に転出された場合、それについては転出先に対して郵送で、この申請先に手続を求めるのか、それとも転出先の自治体を通じて岩出市にそれを転送して、岩出市のほうから支給をされるのか、ここら辺について、ちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、対象者の関係でございます。一応、現在抑えている人数というところでございますが、加算なしの方で臨時福祉給付金の対象となる方については、5,800人を想定というか、予定しております。それから加算ありの方で4,625人、それから

子育て世帯、臨時特例給付金のほうですけれども、対象者7,050人を見込んでございます。

それから、今回の受け付けに当たっての体制的な部分でございます。相当な作業量が予想されるという状況の中で、どのような形で実施していくかということでございますが、チラシの封入や申請書類のチェックと比較的単純な作業については、臨時職員を雇用して対応することと仮定しております。ピーク時には5ないし10名の臨時職員が必要と考えております。

また、関係する各所属の職員に当該給付事務を兼務させることで、責任を持って対応できる体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

それから、1月2日以降に転出された方ということになりますが、あくまでも1月1日時点で住民票の所在地のあるところが、そのいわゆる事務を行うということになりますので、転出された方についての申請先は、仮に岩出市から2日以降に転出されたのであれば受け付けは岩出市と、こういうことになります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これご苦勞なことやと思うんですよ。非常に体制的にね、十分なのかというのを一番私も危惧しておりますが、1月1日、1月2日以降に転出された方に対して遠距離の場合もあると思うんですね。近くであれば、紀の川市とか和歌山やったらこちら簡単に来れるんですが、時間がかかってかえって九州のほうへ転出したよ、こっちまで来るということは非常に、物理的にも運賃代も要りますから、その場合は転出先に郵送で送って、郵送の書類をこちらに送り返してもらうという対応であろうと思うんですが、その点についてちょっと危惧をしておりますので、遠距離の場合の対応ですね、こちら辺について再度答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

1月2日以降に遠方に転出された方への対応ということでございますが、こちらのほうに電話をしていただきますと、その遠方先のほうに申請書を送らせていただいて、郵送でもって返送していただくことで手続が一応終わりというふうな形をとりたいなというふうに考えてございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

岩出市においては、庁議というものがあると思うんですね。いろいろな岩出市役所内における政策決定事項、幹部会等々いろいろとあると思うんですが、庁議における会議録をどのような形で作成をされているのかというのが、一番市民としては非常に重要な問題になるわけでありまして。そこで、本市の庁議としてどのようなものがあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、その会議については、全て会議録を作成されているのかどうかについて、まず第1点をお聞きしたいと思っております。

それから2番目に、会議録が作成されている場合、ホームページ上で公開をされているのか。だから庁議などの結果は、職員にどのように報告されているのか。文書や庁内オンラインで対応しているのかどうか、これについてもお聞きをしたいと思っております。

それから3番目に、このこれらの会議については、それぞれ定期開催をされているのかどうか。それから会議参加対象者ですね、年間の開催頻度数についてはどのような形で開催をされているのかお聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番、本市の庁議についての1点目、どんな会議があるのか及び会議録は作成しているのかについてお答えいたします。

岩出市の庁議につきましては、岩出市幹部会庁議設置規程に基づく幹部会議がございます。市政に関する重要事項等を審議してございます。会議録の作成につきましては、重要事項、市の施策あるいは業務等の意思決定を審議した場合、作成をしております。

次に、2点目の作成されている場合、ホームページ等で公開しているのか、及び決定内容はどのようにしているのかについてでございますが、市ウェブサイト等では公開はしてございません。また、決定内容について、課員への周知が必要なものについては、会議参加者から系統的に部下へ周知を行っております。

次に、3点目の会議は定期開催か、会議参加者対象者及び年間開催頻度数はどうかについてでございますが、幹部会議は毎月2回程度開催し、定期的には月初めに1回開催し、必要に応じて随時開催してございます。今年度は、15回の開催でございました。参加対象者は、市長、副市長、教育長の三役のほか次長級以上の職員でござ

ございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、公文書管理法とか、いろいろな閣議でも議事録として公開しているという動きがあります。今ご答弁をいただきましたが、会議録については、重要なものについては会議録をとっているということなんですが、重要な範囲というのは任意に決められるということがありますので、幹部会については、全て会議録として残しておく必要があると思いますので、これについては正確に会議録の作成を義務づけるということが必要ではないかというふうに思います。

それから、ホームページで公開をされてないということではありますが、全国的に今庁議など、市の意思決定過程も含めて行政情報の提供が進んでおります。「庁議」と公開で検索するといっぱい出てまいります。これは、埼玉県の新座市であります。ホームページで「庁議を開催します。10名だけですが、ぜひ傍聴に来てください」と、いわゆる幹部会でもオープンにして10名であります。傍聴受け入れしますよというような動きをしている市もあります。

それから、庁議のページをホームページに設けてる自治体が多くあります。その中で会議録、議題、資料が公開されております。庁議に附属した議案書も、これも全て議会の議会議員に配信をしている自治体もあります。近隣では、吹田市で政策経営戦略会議をホームページで動画で配信をしておるところもあります。西宮市では、市長や副市長、各局長、理事等が出席をして、各局の総括室長等が出席した総括市長会があるときには、その雰囲気を見ながらストリーミング映像で実際に公開をしているというのが実態であります。

そこで、今答弁をいただきましたが、本来市役所の中における決定事項、政策決定事項、これは市民と直接関係する内容でありますので、今後についてはオープンにしていく、そういうことが非常に大切ではないかと思っております。そういう点で、議事録を全部作成してホームページ上で公開をする、それから傍聴も入れる、そういうような考え方で市民と市の間の結びつきを強くしていく、そういうお考えがあるのかどうか、市長にご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

幹部会議につきましても、岩出市幹部会議設置規程に基づき運営をしてまいりま

す。

それから、幹部会議において協議した内容についてですけれども、これについては直ちに直に市民にお知らせするというものではなく、これは担当課において細部にわたって十分精査した上でお知らせするということが、事務のあり方だと考えてございます。

それから、今後のことですけれども、ウェブサイト上での公開また傍聴、これについては現在のところ考えておりません。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えします。

会議録の作成範囲についての件でございます。会議録の作成に関してはそれぞれの会議など、個別に定められている場合を除きまして、作成すべき会議や種類、記載すべき事項、記録方法、様式など、岩出市の会議録作成要綱を作成しておりますので、それに基づいて作成してまいります。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

ただいま公室長が述べたとおりでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市の行政で一番問題なのは、いわゆる市民の目の届かないところで重要な政策決定がされると、これが一番危険性もあるし、心配な点であります。だから、政策決定に至る過程については、議事録をとって正確に議事録をとって公開をする、これが市の公開条例、公開のあり方だと思うんですが、今の話で聞きますと今後も現行のままでいくんだということではありますが、そうしますと、会議録というのは作成をしているけれども公開はしないということなのか、公開をしていくということなのか、これについて再度お聞きをしたいと思えます。

それから、精査をした上でというお話もありました。精査をした上でということで公開の運びになるのか、これについても、現状では動画の配信もする意志もないということでもありますので、そこら辺については求めませんが、それについて再度お聞きをしておきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

幹部会議においてその決定した事項ですね、すぐにそのまま直に市民の方にお知らせできるという状況ではないんですね。細部にわたって十分精査した上で、要綱なりを固めた上でお知らせするというのが本来の形だと考えております。

それから、情報公開制度ですけれども、これは公開請求があったときは、制度に基づきまして適正に判断いたします。

○松下議長　これで尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

次に、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、5番目の質問をさせていただきます。

震災あるいは災害等において、ペットを守ることに特化をしてお聞きをしたいと思うんですが、過日、NPO法人「震災から命を守る会」というのが「1月17日、阪神・淡路大震災からの教訓」と題して、毎年1月17日に開催をされているものであります。

3回目となることは、特に、ペットの災害対策について焦点を当てて開催をされました。私も時間が、関係上参加をしたんですが、午前9時半から、子どもの部では、保育園児、幼稚園児を対象にボランティア犬との触れ合いを通じて命の大切さや、防災時のマナーを学ぶワークショップが行われておりました。また、午後1時半から、大人の部では「どうする。災害時に備えたペットの救助対策」をテーマに、基調講演やパネルのディスカッションが開催をされてまいりました。

現在、厚生労働省の統計によりますと、昨年度の和歌山県内の犬の登録頭数は4万8,440頭で、10世帯のうち1世帯が犬を飼っているということになり、猫など他のペットをあわせると、さらに多くの世帯で何らかの動物を飼っているのが現状であります。

和歌山県内では、近い将来、東海、東南海・南海地震による津波被害が想定されており、また、根来断層等の問題もあります。ペットを連れて避難しなければならない状況を考えることから、主催者は、飼い主を初め、自治会関係者など住民の方々にも参加をしてもらい、日ごろのしつけなど災害時の認識を高めてもらっているということでもあります。

そこで、岩出市においての方針、対策について、どのようなことを現在考えておられるのか、ペットといえども家族の一員であり、家族同然であって、そういう人たちのことを考えて、防災策定にもこの問題を取り上げておく必要があると、私はそのように認識をしておりますので、市の方針、対策を答弁を求めたいと思いま

す。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の一般質問5番目、震災でペットを守る方針と対策はについてお答えいたします。

ペットを守る方針と対策についてでございますが、市の地域防災計画の見直しの中で、災害時には負傷または放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかわる問題も予想されるため、動物愛護の観点から県が設置する災害時動物救援本部と連携し、県獣医師会や動物愛護関係団体等の協力を得て、動物保護管理活動を行っていくこととしております。

また、避難者のペットについては、岩出市避難所運営マニュアルに沿って、他の避難者の迷惑にならないよう、避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けるなど、飼養者自身がペットを適正に飼養管理できるような場所の確保に努めるとともに、身体障害者補助犬については、周囲の理解が得られれば、避難所の居室スペースへの持ち込みを可能としております。

いずれにしましても、震災等有事に際しては、人命の安心安全のための避難所運営はもとより、ペットについても飼養者の意志を尊重し、極力目の届く範囲内に居場所を配置するなど、飼養環境への配慮にも努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 大枠想定した内容の答弁であったんですが、国の防災基本計画には、家庭の動物の受け入れの配慮が今回新たに避難場所、仮設住宅等について追加をされました。県も地域防災計画、動物保護管理計画を見直して、市町村に避難所運営マニュアル作成モデルを新たに一つ一つつくって、今、県の職員、生活衛生課等の担当者がつくっておるわけですが、東北大震災のときに一番問題になったのは、これは福島県の避難された方の発言なんです、震災時、避難先でペットを置いていくようにと言われ、飼い主たちは混乱をしてやむを得ず離れ離れになった人はとても苦しい思いであったと。避難が解除された後、自宅に帰ると、犬は鎖でつながれておりますから餓死してたということで、非常に悲しみも人一倍であったということも言われております。

また、逆にペットを連れていくと、ほかの避難所の皆さんに迷惑がかかるということで、車の中で避難所に入らず、車の中でいわゆる小動物と一緒に生活をする

ということがあったそうであります。これも、やはり私たちはお互いにお互いの命を尊重する、ペットも同様でありまして、動物愛護の観点から、早急に岩出市で万が一そういう災害が発生した場合に備えて、今言われた飼育スペースの確保、これも大切な問題でありまして、また、動物に対しては、猫でも犬でもそうなんですが、人によってアレルギー症状を起こしたりということもありますので、そこら辺も配慮した受け入れ体制、適正な管理ですね、ここら辺も十分考えておく必要があるというふうに私自身も思いますし、これから避難所が公民館になると思うんですが、公民館におけるスペースをどのように確保していくのか、ここら辺について、具体的に細かくペットを守るという立場で対策を持っていただきたい。そのことを求めておきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

早急に災害に備えての対応準備ということでございます。災害時に動物救護対策をどのように講じるかは、動物愛護の観点だけではなくて被災者である飼い主の避難の支援、いわゆる心のケア、それから放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要であると、このように考えてございます。

平成25年6月に、環境省のほうで災害時におけるペットの救護対策ガイドラインというものを出してございますので、こういうものを参考にしながら、また周辺市等の情報も収集しながら適切に対応していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ペットの問題で言いました。犬と猫の問題あります。それともう一点は、大きな動物飼育でいえば、牛とかヤギも飼っておられるところもあると思うんですが、そういう動物を飼っておられる方に対する対策も、これも1つの重要な課題になると思うんですね。

現実的に、私も福島県の浪江町に行って、希望の牧場というのを拝見したんですが、被曝して約350頭の牛をアイザワさんという方が飼われております。これは厚生省のほうから「殺処分せい」と言われながらも、これは生きた化石だとして後世に被曝して牛がどのようにこれから生命を維持していくのかと、動物にあらわれている現象というのをどう研究していくのかということで、全国からの支援のもと、経済的な利益は生み出さないんですけれども、飼育をされる方のお話を聞きました。牛、

犬、猫、全てのこの地球上に生きている生ある動物に対して、そういうものに対する対応というのは、これは非常に大切な課題になってきているわけであります。そういう点から、これは早急に災害対策のマニュアルをつくられる場合には、ぜひ1つの枠の中に入れていただいて、対策をしていただきたいということを求めていると思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ペット、犬・猫以外というところでございますが、市のほうでは一応やはりまず飼養されている方自身への普及啓発、そういったものをまず、これは大切な部分かなと、このように考えてございます。当然しつけとかという部分もございますので、そういう普及啓発、それから一般の方への理解をいただくためのやっぱり啓発、これらも非常に大切かなというふうに考えてございます。そういう意味で、先ほども申し上げましたように、国のほうでガイドラインが出されてございますので、そこらあたりをしっかりと一応読ませていただいた中で対応していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 (12時05分)

再開 (13時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、第6番目の質問をさせていただきます。

大門池の件であります。新池駐車場賃貸料の返還請求についてであります。これについては、たびたび私はこの本会議場でも述べてまいりました。大門池訴訟については、岩出市が大阪高裁の和解案を拒否したため大阪高裁が判決を下すこととなり、双方の控訴を棄却した結果、和歌山地裁の判決、つまり大門池、新池の所有権は岩出市に、水利組合は地役入会権という地上権に類する強い権利を要するということになりました。

ところが、岩出市当局は議会の承認を取りつけて最高裁に上告受理の申立てをし

たため、現在も継続中であります。

そこで、まず第1点であります、大門池裁判について最高裁は岩出市の上告受理の申立てを受理されたのかどうか、その後の経過を求めたいと思います。

さらに、私は、本件賃貸料の返還請求問題について12月議会でも取り上げてまいりました。その議事録を何度も読み返しましたが、市長も教育長も私の質問に真正面から答えていません。とても納得いく答弁ではありませんので、今回は端的に質問をいたしますので、誠実にお答えをいただきたいと思います。

そこで、本件賃貸料であります、実はその大部分は既に時効にひっかかっており、取り戻すことはできない事態になっていることを議会の皆さんご存じでしょうか。民法の債権の消滅時効を10年と定めております。だから、水利組合がこの規定を援用しますと、10年を経過した後は消滅時効にひっかかってしまいます。市長は財政資金の管理責任者でありながら、そのことは当然熟知されているはずであります。そういうことはないと思いますが、万が一市長がこの法律の基本をご存じないのであれば、資金管理責任者として全く失格であります。

ご承知のように、本件賃貸借計画は10年契約が2回更新され、合計20年間賃貸借料が支払われてまいりました。この3月時点で見ますと、水利組合が時効を援用すれば、20年分のうち19年と3カ月分は既に消滅時効にかかっておりまして、もはや返還請求しても無駄であります。そして、残りの9カ月分ではありますが、実は、これも今この時点で一刻一刻と時効が進行しております。来月になりますと8カ月分となり、ことしの12月、年度末には全て消滅時効が到来いたします。そうしますと、全てこの賃貸料については取り戻すことができなくなるわけであります。

こうした事態を招いてるにもかかわらず、市長や教育委員会、教育長は、議会においてその都度「目下、弁護士と相談中であり、返還請求するための法的な調査整理を慎重に行っているところであり、早急に手続をとってまいりたい」との答弁を繰り返し繰り返し述べております。市民の感覚として、このだまし続ける事態について、私は大変遺憾に思っています。実際に返還請求せずに放置した結果、手おくれで取り戻すことができなくなっているのが現状であります。

そこで質問をいたします。

質問の第1は、支払った賃貸料の返還請求についてであります。市長は、平成17年の議会において、町議会議員当時「執行部より提案された予算、決算は正しいものと判断し、賛成してまいりました」と答弁され、町議会議員当時には「本契約は正当であると判断していた」と明言をかがされました。

ところが、図書館建設問題が発生して以来、市長以下教育長の幹部は、一斉に「本件契約はイレギュラー」との答弁に転じて、その後、その姿勢は一貫して現在も変わっておりません。市長はこのように、一方ではイレギュラー発言を繰り返しながらも、他方で本件契約の満期満了終了まで、毎月毎月賃貸料を支払い続けてまいりました。正当な契約と認識していた時期の賃貸料の支払いは当然であります。しかし、イレギュラーな契約との説に転じた以降も支払いを続けてきたのであります。

先ほども述べたように、市長は債権の消滅時効が10年であることを熟知していたはずにもかかわらず、支払い続けてきたのであります。イレギュラーな契約と主張し、しかも支払い金が消滅時効にかかっていることを熟知していたのであれば、即刻、支払いの停止、過去の支払い金の返還請求、さらには時効の中断等の手続を再三、私もとるべきだと申し上げてまいりました。なぜ、支払い続けてきたのか、お答えください。

ここで私の質問の要点は、イレギュラーな契約をしながらも支払いを続けた理由及び支払いの即時停止、返還請求、時効の中断等の手続をとらなかった理由についてご答弁をいただきたいと思っております。

さらに、監査委員にお聞きをしたいと思っております。

今、私は述べましたように、昨年9月議会でも、私の質問に対し「係争中であり、裁判中である」と述べられ、監査の立場といたしましては、この訴訟にかかわるものについて見解というものは差し控えたいとして放置をされてきました。また、12月議会でも「監査委員といたしまして、現在の中で請求云々、どうこうについて申し上げるのは適当でないと、このように判断してございます」と述べ、「訴訟中だからただ座視している」と答えています。

しかしながら、私が指摘したように、この問題は裁判と全く関係ありません。そこで監査委員にお聞きをしたいと思っております。

以上のように、市長が賃貸料の支払い及び支払い賃貸料の返還請求、時効の中断等をしてこなかったことは、財務関係の管理義務違反であると考えます。その結果、時効により返還請求しても無駄になり、市の財政に多大の損失をかけることとなります。監査委員は、市の重要な財政資金に穴をあけることに疑問を持たず、何ら監査業務を実施していないとすれば、監査委員としての重大な職務違反であります。これについてどのような責任をとられるのか、端的にお答えをいただきたいと思っております。

なお、監査委員は、この民法の規定による本件賃貸料には10年の消滅時効があることを知っていたのかどうか、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○中谷教育部長 尾和議員ご質問の6番、大門池についての1、大門池訴訟の最高裁についての1点目、その後の経過はどうか、受理されたのかについてお答えいたします。

平成25年12月4日、最高裁判所に対し上告受理の申立てを行いました。受理の通知はまだいただいてございません。

なお、平成26年本年1月23日に相手方である西洋らから附带上告受理の申立てが提出されてございます。

次に、2、駐車場の賃貸料の返還請求についての1点目、賃貸料の請求権はいつまでであるのか、あると考えているのか、及び2点目、債権の時効はあるかについて一括してお答えいたします。

本件につきましては、現在も係争中であり、弁護士に検討していただいております。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質問の6番の3点目、監査委員として消滅時効を認識しているのか等についてお答えいたします。

前回もお答え申しましたように、本件は、係争中でございますので、私どもの立場として時効について、言及すること等は控えさせていただきます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。賃貸料の請求権はいつまでであるのか、債権の時効については係争中であるので言えないということをおっしゃいましたが、私が質問しているのは「債権の時効は10年で消滅するんではありませんか」と聞いているわけですか。それを、そういうものはないということなのか、時効はあるということなのか、その点について答弁をしなければならないはずなんですよね。裁判は裁判なんです。この賃貸料の請求権について時効があるのかどうか、その法律をご存じであるのかどうかを聞いているにもかかわらず、まともに答弁してないじゃないですか。なぜしないんですか。

今も申し上げたように、もう19年と3カ月、今年度末に至れば時効が来るわけで

す。そしたら4,700万円余りの支払った岩出市の市民の税金を、時効によって消滅するのではないですかと聞いてるわけです。それについて再度ご答弁ください。時効しないのかするの、いいですか。

それから監査委員にお聞きしますが、監査委員というのはどういう仕事ですか。もう一度振り返ってほしいんですが、監査委員というのは、市の市民からいただいた血税を正しく使う。それが問題があるときには、適正に自主的に判断をして是正をさせていくという立場じゃありませんか。それにもかかわらず、裁判が続いているのでその見解を控える、何のための監査委員ですか。そんな監査委員であれば辞任すべきです。

再度、聞きますが、監査委員はこの消滅時効、民法の消滅時効、債権の消滅時効について条文を知っておられるんですか、知らないんですか。再度、答弁をしてください。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、新池の駐車場の賃貸料につきましては、専門家である顧問弁護士のほうにお願いして検討いただいております。プロのほうに任せてございますので、それでご理解いただきたいと思います。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、消滅の件につきましては、これは当然でございますが、日本の法律民法では10年というのは認識はしてございます。そして、後、問題が是正していく、あるいは指導していくのが監査じゃないかという意味やと思いますが、それについては、先ほどから申し上げてますように、これ今係争中でありますから、特に、監査としてその最高裁ですか、その判断を待ってから言及すべきであって、今の段階では、係争中であるということに尽きると思います。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育委員会ね、教育委員会のあなたたちはね、うそをついたらあかんと生徒に教えてますよね。正しく物事を認識して、正しく指導すべきだという立場で教育行政をやっとられると思うんですね。今ご答弁をいただきましたが「専門家に任せているから、この賃貸料の請求等々については答弁できない」と、「私は答え

ることができません」と言ってるわけですよ。そうでないでしょう。裁判で争っているのは、池の所有権と地役入会権を争っておるんですよ。その件で権利はどこにあるのかということで争っているわけです。裁判で争って賃貸料の支払いについてですよ、返還請求なり支払について、それで争っているわけじゃないんですよ。そうじゃありませんか。賃貸料も含めて裁判で争っているんですか。その点をもう一度、教育委員会の委員長、執行部の代表である教育委員会の委員長から明確に答弁を求めたいと思います。

それから代表監査委員、今も教育委員会に私言いましたけれども、今回の裁判争っているのは、賃貸料の4,700万円のことで争っているんじゃないんですよ。それは認識していただけますね。全体をひっくるめて、これ裁判闘争やってるんと違うんですよ。賃貸料を20年間払い続けた、それはイレギュラーだということでストップしたから、前に払っていたものについては岩出市は返還請求しなさいよと、イレギュラーやから返還請求するのが当たり前じゃないですか。それを放置しているということなんです。債権の中断をしない、請求権を行使して支払ってくれと請求することもしない。そうしたら中断になりますから、そこからまた10年延びるわけですよけれども、この間、いっつも支払い中断しないのは不当じゃないですか。監査委員として、これはその方法は正しいという判断をされているのか、ご答弁ください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

何度も言いますように、司法における最終的な判断が出ていない中で、やみくもに手続を進めることは予期せぬ結果を招くことになり、慎重にならざるを得ないというふうに考えてございます。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1つ、市が請求してないことについての云々の話でございしますが、これは市当局の判断として、係争中であるから今教育長がお答えになったような感じで請求していないということだと思えます。

また、賃貸料の裁判と別だというお話でございしますが、これはあくまでも根本は同じ根本であると思えますので、私は司法の最高裁判所の結論を待って言及すべきといえますか、監査としての立場というのを明確にすべきと、このように判断しております。

以上です。

○松下議長　これで尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　7番目の質問をさせていただきます。

最後になりますけれども、安倍政権の今日の動きについて市長にお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、日本国憲法は今大きな試練のときを迎えております。憲法改正は私の使命と、憲法の明文を変えることに強い執念を燃やす一方で、さきの大戦の反省と教訓をもとに平和憲法がうたっている憲法第9条、この中身を変えようとしているのであります。歴代内閣のもとでは、許されないとされてきた集団的自衛権の行使に関する解釈を変更して戦争する国を目指しております。

また、私はこの国の最高責任者であり、私が責任をとるとして独裁者的発言を繰り返してしております。日本はいつから安倍政権1人のものになったのでしょうか。立憲主義の根本から突き崩すものであり、到底容認することはできません。

そこで市長の所見をお聞きをしたいと思います。憲法解釈を変更して集団的自衛権行使容認の考えに、あなたは賛成されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、消費税増税が4月1日から3%アップし8%になる中、一般市民は大変な生活苦を強いられることとなります。消費税導入以来、法人税率は一貫して下がりが続け、1989年以前の42%から25.5%まで引き下げられました。さらに、大幅な減税をやろうとしております。消費増税の税収は、その穴埋めに使われているのが実態であります。さらに、70歳から74歳の医療費自己負担が4月から2割になります。介護保険でも自己負担増の法案が提出されようとしているのであります。この件について市長はどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、3.11から3年、しかし、福島原発事故は終わっていません。放射能汚染により、いまだに14万人以上の人々が住みなれた家や大切な故郷を追われて暮らしておられます。そのうち2万9,000人が劣悪な仮設住宅で寝起きをしているのであります。長引く避難生活の苦しみの中で、亡くなった震災関連死は1,600人を超えました。そして多くの人々が放射線管理区域レベルの汚染地での生活を強いられておられます。小児甲状腺がんが被害が続出しており、既に発見された人員は33人と言われております。この甲状腺がんは100万人に1人から2人という確率で出てきているわけではありますが、今日疑われている人を入れますと、75人の甲状腺がん

が発生しているのであります。この現状を見ても理解できます。原発推進ではなく、原発のない日本に向け、このような原発の再稼働と輸出をやめ、即時に原発ゼロの政治決断を国に求めるお考えは中芝市長はありませんか。お聞きをしたいと思いません。

次に、今日、今、日本の核のごみが幾らあると認識されておりますか。原発の使用済み核燃料の貯蔵量は、さらにその保管する場所も満杯の状況にあります。安倍政権は再稼働に向けて進んでいますが、この政策、原発推進は核のごみをさらに増加させるものであり、これを許してはならないと私は考えております。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の安倍政権についての一般質問ですが、いずれも国政に関する事項であります。国政に関する事項については、国と地方の協議の場に関する法律の規定に基づき、全国市長会で対応しているところであり、個人的な見解を議会本会議においてお答えする考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

○尾和議員 3項目にわたってるのに何で1項目的だけ答えるの。

○松下議長 今、一括してという答弁でした。

○尾和議員 一括してと言えへなしよ。

別々に聞いているんやから別々に答えなあかん。事前に打ち合わせしとるんやから。

○松下議長 一括して今答えたと思うんです。

○尾和議員 別々に質問しとるんや、別々に答えてもらわんと。

○松下議長 いや、それも1つの方法ですと思うんですけれどもね。

○尾和議員 だから、それ議長言うたらええねん。答弁してくださいと。

○松下議長 いやいや、その答弁も1つの方法。

○尾和議員 何で議長は市長のかたもつの、おかしいやないか。

○松下議長 もってないって。もってないですよ。

○尾和議員 おかしいやないか。事前に私は言うてるんだから、それに答えるのが市当局の説明責任じゃないですか。わからんのやったらわかりませんと、これ1番についてはこういうことです。2番については、わからんならわからんということ言うべきです。

○松下議長 市長。

○中芝市長 一括してでございます。よろしく。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 全くですね、愚弄する発言ですね、答弁ですね。私は誠意を持って質問しとるわけですから、それに対して、一括して政府のことは私は知りませんと、岩出市長としては、全ての問題について政府の見解について言う立場ではないということ言われます。こんな市長が、岩出市民5万2,000人の命と暮らしを守ることができるんでしょうか。

そこでお聞きしたいと思います。市長ね、そしたら具体的に聞きたいと思うんですが、今、核のごみは日本でどれだけあるかご存じですか、お答えください。

○松下議長 尾和議員、通告しておりますか。

○尾和議員 4番目に述べとるでしょう。

○松下議長 ごみのトン数とか何か聞いてたんと違いますか。核のごみをさらに増加させるものであるかどうかということで質問出てますので、その。

○尾和議員 知らんのやったら知らんでいいんです。

○松下議長 そういう質問すること自体も。

質問通告に入ってませんのでね。核のごみをさらに増加させるものであるかどうかということ。

(議場騒然)

○松下議長 尾和議員、通告ないから、再々質問でやってください。

○尾和議員 いや、わからんのやったらわからんでええんよ。

○松下議長 いや、それはあれですわ、通告外ですのね。

○尾和議員 だから、まともに答えんとやね、この問題に一括してあんな答弁するから、私も聞きたくなるわけや。

○松下議長 尾和議員、もう再々質問でしてください。

尾和弘一議員。

○尾和議員 全くですね、こんな市長とは知りませんでした。

今ね、核のごみね、日本にどれだけあるかといいますと、1万7,315トン現在あるんです。各原発で貯蔵しているのが。再稼働したら毎日約、今は再稼働してませんけれども、大体50トンから出てくるんですね。これの処置に今困ってるんです、日本は。だから、基本的に原発推進の立場を明確にしない、こういう市長であることは明らかです。市民の審判を受けるべきだと思います。

本会議場であんな言葉使うというのはけしからんな。議長も何も言わんでおかし
い。ええかげんにしとけという言葉違うやろ。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問にお答えをいたします。

冒頭答えたとおりでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についてであります。これまでも2年前から何度か取り上げてまいりました。高齢者が生き生き健康に過ごしていくためにも重要な施策であるため、行政は市民の健康を守るという立場でお答えを求めます。

1975年からずっと肺炎で亡くなる方は右肩上がり、65歳を超えると肺炎の死亡率がぐっと上がるため、肺炎は高齢者の大敵と言えます。そこで、肺炎有効予防、1つとして肺炎球菌ワクチン予防接種があります。このワクチンに対し助成制度を設ける自治体もふえてまいりました。和歌山県内では、南部町や白浜町、古座川町、北山村などでは既に独自の助成制度を設け実施しております。

助成内容には自治体によって違いがありますが、全額公費負担から一部を公費で負担する方法など、さまざまな形で高齢者の命と健康を守る取り組みが行われております。接種費用は約8,000円と高く、高齢者の暮らしを考えると接種費用の助成制度は必要です。そして、高齢者の皆さんの切なる願いでもあります。こうした願いに和歌山県後期高齢者医療広域連合が肺炎球菌ワクチンの費用助成を、市町村が助成すれば2分の1を補助する制度を予算化しました。これまで岩出市は国の動向に十分留意し、対応していくとの立場をとってきましたが、国の制度を待つのではなく、こうした広域連合の制度をいち早く活用し、住民の健康を守ることが重要であると考えます。

昨年の6月議会で申したとおり、平成25年6月時点で75歳以上は3,942人、初年度では対象者が多いですが、全てが接種を希望されるとは限りません。また、5年間有効期間があることを考えれば、高齢化が進み、増加するとはいえ、初年度の対象人数には達しません。

例を挙げますと、対象者数3,942人全ての人が接種すると考え、接種費用が8,000円だった場合、自己負担3,000円として残り5,000円を2分の1市が負担した場合、985万5,000円となります。自己負担2,000円とした場合、残り6,000円を2分の1だと1,182万円、自己負担4,000円では788万4,000円となります。

しかし、先ほども言いましたが、これは初年度にかかる費用です。毎年これだけの費用が必要ではありません。岩出市で市にあった方法で取り組むことは十分に可能で対応できると考えます。75歳以上の方へのワクチン接種、和歌山県後期高齢者医療広域連合の助成制度を活用し、岩出市でも実施を求めますが、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、岩出市でも県の助成制度を活用し、75歳以上の方にワクチン接種の助成をについてお答えいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、平成26年度から県内の市町村が当該ワクチン接種に助成する場合、その費用の一部を市町村に対して補助する予定であると伺っております。本市では、これまでも国の動向を注視し、対応していくとお答えしましたとおり、現時点での国の制度設計が示されていない段階で、その活用は考えておりません。

現在、国においては、平成26年1月15日に厚生科学審議会において、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化が審議され、技術的な課題や財源の確保等について一定の調整が図られたとしており、今後は、ワクチンの供給状況や自治体の準備期間及び国民への周知期間等を勘案し、平成26年10月から導入できるよう調整を行うとしております。市といたしましては、引き続き、国の施策の内容や定期接種導入に向けたスケジュールなど情報収集を行い、国が示す接種基準に従って円滑に実施できるよう態勢の整備に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これも前回同様ですね、同じような答えが返ってまいりました。国の動向を見てからというふうな形で必ず言われますが、国が10月から実施というふうになったら、その制度設計についても考えていくというような答弁です。しかし、国の制度をなぜ待つのかというところに大変疑問を感じます。和歌山県の後期高齢者

医療広域連合は、市町村が実施すれば、先ほど部長のおっしゃったように一部は負担、2分の1やるというふうに言っています。その制度を活用しようとしないうのは大変理解しがたいものだと思います。

費用に関して言えば、1回接種したら5年間は受ける必要がないために、接種者は、次年度以降の予算に含める必要がなく、岩出市の財政を見る限りできないわけがありません。岩出市が早く実施に取り組んで国が制度化すれば、その時点で新たに市は制度の充実が図れるよう、さらなる独自の取り組みも行うことができると考えます。それは市民の健康を守るという点で大変非常に重要なことです。接種により重症化しないことを考えたとき、その健康を守ることはもちろん、医療費給付費の抑制にも役立つことが上げられております。

国立感染症の研究所は、成人肺炎球菌ワクチンの医療費削減効果を発表しています。そこでは、65歳以上の高齢者でこれを接種した場合、年間約7万6,000円、75歳以上の高齢者では、年間約12万4,000円削減効果があるという結果を出しております。高齢者になればなるほどその必要性は増してきます。健康、財政の両面から見ても必要ということは明らかではないでしょうか。高齢者の健康と医療費、医療給付費の負担を少しでも抑えるため、接種で重症化を防ぐために必要な施策ではないかと考えております。

現在、広域連合長の中芝市長、任期のある間に自身がぜひ先頭を切って、この助成制度を広域の高齢者医療広域連合のこの助成制度を活用し、この岩出市において実施する考えはないのかを改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問に対する答弁をいたします。

私、任期4月15日までです。後期高齢者医療広域連合が行う当該補助事業は、特別調整交付金の対象となることを前提とした制度設計であり、対象事業から除外されれば補助開始の見送りなども起こり得ることから、市町村には、国の動向を確認しながら慎重に判断されたいとしております。

詳細については担当部長から答弁させます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続きお答えいたします。

広域連合としましては、あくまでも市町村が実施する当該助成事業に対して平成26年4月から補助するというスタンスで、実施市町村における財政負担の支援を行

うというものでございます。その財源は、先ほど市長もお答えしましたように、特別調整交付金を活用するとされておりますが、この事業自体、交付金事業の対象となることが確約されているものではなく、また、国の動向次第では、その後の取り扱いなどにおいて補助開始の見送りや途中での事業終了も起こり得るとされております。

国では、これまで厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において、接種対象者や接種歴の記録、市民へのアナウンスの仕方、ワクチンの供給体制等懸念される問題等に対して種々議論されているところでございます。市としましては、先ほどもお答えしたとおり、これらの懸案事項への対応がなされるなど、国の制度内容等が確定し、市としての準備態勢が整い次第、実施していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○松下議長　これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問をお願いいたします。

○市来議員　2つ目の質問に移ります。

学校での色覚検査希望者には実施をについてでございます。色覚の異常とは色の区別が正常の人と比べると少し苦手だということです。つまり、普通では区別できる色が区別できない場合があるということです。平成13年までは学校の定期健康診断で色覚検査が行われていました。しかし、平成14年3月に学校保健法の施行規則改正に伴い検査の実施義務がなくなり、ほとんどの学校で色覚検査が行われなくなりました。岩出市でも実施しておりません。

近年、眼科で先天性色覚異常と診断された中学生、高校生の約半数が異常に気づかず、中には進学、就職の際に支障が出ているケースがあることを公益社団法人日本眼科医会と日本眼科学会で作る日本眼科啓発会議がまとめた調査の結果からわかっています。平成22年、23年度にわたって、先天性色覚異常の受診者に対する実態調査を実施した中で明らかとなりました。

夢を持って進んできた道を進学、就職間近で断念せざるを得ないという実態があります。具体的には、消防士などの色覚制限がある職業の志願者が試験どきの検査で異常を指摘され断念、また、工業高校進学者が入学時検診で異常を指摘され、困惑、電気コードの配線で困難な状況になることがあるなどが上げられております。こうした異常に気づかず、進学、就職に支障が起きているケースの報告が上げられていることについて、市は認識しているのかをお聞きいたします。

2つ目に学校保健法施行規則改正と同時に、学校での検査は任意、保護者の同意

を得て行うことと通知されているが、市はどのように現在対応しているのかをお聞きします。

3つ目は、色覚検査の実施についてはさまざまな意見があり、賛否両論が各方面の団体などから意見が上がっております。全ての子どもたちが検査対象となるわけにはいきませんが、保護者が希望した場合に限って検査を行うことは必要ではないかと考えます。例えば、保護者からの申し出があった場合は検査を実施しますなど、健康診断までに事前に保護者に通達を行うことや、現在行われているプールやマラソンといった行事では必ず事前に参加する、参加しないといった保護者へのプリントが配布され、記入することが行われていますが、同じように記入式といった方法を活用するなど、市ができる範囲で行い、色覚検査を行う必要があると考えます。

色覚検査は、これまでも毎年行われていたわけではなく、小学校の6年間あるうちの1回行われていたもので、検査は可能ではないかと考えております。保護者からの希望があれば実施する考えについてお答えを求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員ご質問の2番目、学校での色覚検査希望者には実施をについてお答えいたします。

まず、1点目の異常に気づかず進学、就職に支障を来しているケースがあるが認識しているかについてであります。全国的にはそのような事例があることは承知しておりますが、本市の小中学生ではそういった事例の報告は受けておりません。

次に、2点目の学校保健法施行規則改正と同時に学校での検査はに、保護者の同意を得て行うことと通知されているが、市はどう対応しているのかと、3点目の保護者からの希望があれば実施する考えはについて一括してお答えいたします。

岩出市では、平成13年度までは、小学校4年生の児童と中学校1年生の生徒の健康診断で色覚検査を実施していましたが、平成14年の学校保健法施行規則の一部改正により、色覚の検査は必須事項から削除されたことに伴い、平成14年度からは、色覚検査を実施しておりません。

また、この規則の一部改正では、色覚検査の必須項目からの削除に伴い、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えることが留意事項として示されています。このことを受け、学校では、保護者から検査の要望があった場合、養護教諭等が個別に検査を行うこととしています。

また、授業等で色覚に不安のある児童生徒に対しては、教職員が配慮を行うとともに、保護者との連携を図っているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今お聞きした中では、ちゃんとやっているという形で言われました。しかもそれは、不安が保護者があった場合には申し出るとか、学校では先生たちが子どもたちにかかわる中で、やはり緑の黒板の中やったら赤のチョークで書いている文字がちょっと見にくいだとか、図工の時間だとか、絵具の問題だとかで、それで発見することがあって、そうしたことを保護者との懇談の中でやってるといような言われ方なんですけど、私が言ってるのは、事前に、これ知ってる方と知らない方がいらっしゃるんですよ。そうやって教師の方が気づいて、すぐに保護者の方というふうに言われたりした中でやってくれるのはいいんですけども、やはり保護者のほうから、やっていただきたいという申し出があったときはどうなのかなという、保護者の方もこの色覚という問題については、なかなか知らないという点もあるので、やはり希望があればとるとい形にはできないのかという問題があるので、その辺について再度、どのように、学校側が気がいたら保護者とのやりとりの中でやっていくのか、保護者が「やってください」と言われたらやるのか、その辺のやり方だけちょっと1つ聞きたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市來議員の再質問にお答えします。

先ほど述べました学校保健法の規則の一部改正になった際に、周知についてというのには触れられておりません。本市においては、児童生徒及び保護者からの申し出があることを基本としており、その申し出につきましては、保護者の懇談会とか毎年4月に児童生徒に健康状況を把握するための保健調査票というものを配布して、子どもの健康状態について学校に知ってほしいこととか、そういうことを記入する欄を設けておきまして、そういう機会を通して、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者からの要望があれば、個別に検査指導を行うこととしておりますので、十分対応が可能であろうというふうに考えてございます。

○松下議長 これで市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市来議員 3点目に教職員の勤務実態についてを質問いたします。

全日本教職員組合が平成24年10月に実施した勤務実態調査2012の結果報告書が25年10月に発表されました。その中身について、教職員の長時間労働の実態が明らかとなっております。この調査は2006年の文科省調査と同じ調査票を使い、5,880名の教諭を含む6,879名分が集約をされたもので、同様の調査は東北大学でも行われております。

調査結果では、全国で教職員の1カ月の平均時間外勤務時間は69時間32分でした。和歌山県を抽出した結果でも63時間14分です。過労死認定裁判では、持ち帰り仕事も超勤時間と認定するケースが多く、持ち帰り時間も合わせると教職員の残業の総時間数は1カ月平均で91時間13分、全体の33.2%が月80時間を超える時間外勤務をしています。和歌山県では、84時間26分という結果で、41.7%が月80時間を超えていることがわかっております。

この時間が何を意味するのかは、厚労省が過労死ラインとして示す月80時間を超えているという実態があることです。全国を見ても、そして和歌山県内の状況を見ても80時間を超えている教職員がいるということ、大変重要な問題点があることがこの調査でわかってきました。また、100時間以上という方も2割近く5人に1人いることが結果でわかりました。

厚労省も脳血管疾患及び虚血性心疾患などによる過労死を労災認定する際の基準として、1、発症前の1カ月から6カ月に時間外労働が1カ月当たり約45時間を超える場合は、業務と発症との関連性が徐々に強まること、2、発症前1カ月間に約100時間、または発症前2カ月から6カ月間に1カ月当たり約80時間を超えると時間外労働があった場合は、業務と発症との関連性が強いことを2001年都道府県労働局長に対し通達しています。教員が元気で生き生きと子どもたちの教育に取り組むことはとても大切です。しかし、教員にゆとりがなくては豊かな教育というものはできません。

そこでまず1点目の質問です。

全日本教職員組合が実施しました勤務実態調査2012報告書が発表されているが、教育長はこの報告書を知っていますか。中身についてもご存じかお尋ねいたします。

2点目に、全国の結果と和歌山県内の実態について先ほど紹介いたしました。では、岩出市内に勤務する教職員の実態について、1カ月平均時間外勤務、小学校、中学校ではどのくらいか。持ち帰り仕事時間、小学校、中学校ではどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

3点目に、教員の長時間勤務をどのように考えるかです。教育長は、こうした調査結果の実態とあわせて、教職員の長時間勤務をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の3番目、教職員の勤務実態について一括してお答えします。

全日本教職員組合が実施した勤務実態調査2012報告書につきましては、教職員の1カ月の平均時間外勤務は69時間32分、仕事のやりがいを感じている教職員が多い一方で、仕事にストレスを感じている教職員が、特に若年層とベテラン層に多いことなど、中身については承知しておりますし、それをもとにした和歌山県の勤務実態調査のまとめも目にしております。

なお、岩出市の教職員の勤務時間については、以前調査したのもございます。その中で、確かに学校に対する多様な要求が現在増大する中で、教職員がそれらの対応に時間をとられるケースがふえてきております。そのため、市教育委員会では、教職員の長時間勤務を解消するため、校長に対して、教職員のメンタルヘルスの充実と会議や打ち合わせ等の縮小や効率化、従来から続いている学校行事の精選等について指導しているところであります。

また、特定の教員に業務が集中しているケースも見られることから、業務分担の見直し等もあわせて指導しております。今後も、教職員の勤務負担軽減を図るとともに、子どもと向き合うための時間を確保するため、引き続き教職員の勤務実態の改善に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点目から3点目につきまして一括でお答えしていただきました。内容についても、ストレスが若年層に大変多いということや時間数についてもお答えいただきました。今、岩出市では、校長に効率化ですね、そういったものを行っているんだというふうに言われたんですが、ここで一橋大学の大学院教授である中田先生のイオン教育新聞に掲載された教員の超過勤務についての文面を紹介したいと思います。

教師の長時間労働が常態化している。これは労働法制上の問題だけでなく、教育実践上の問題を乱している。極端に言えば、第1に、教師の専門性を発揮するため

の準備時間が確保できないということであり、第2に、モラルを維持するために必要な睡眠や疲労回復のための時間確保が困難だということである。

労働政策研究研修機構の労働者の働く意欲と雇用管理のあり方に関する調査、これ平成16年にやったものですが、週労働時間が60時間超でストレス度が飽和し、50時間超で仕事の満足感が半減する。

しかし、時間外勤務が長い教師は、物理的に疲弊しておかしくないのに、モラルは依然として高いまま維持されていたりする。このモラルの高さこそがむしろ落とし穴である。やりがいを感じている人は、職務量に負担感を抱きにくい。絶対的な若さと並んで高いモチベーションは、物理的負担を感じにくくさせる。その結果、危険水域にあるにもかかわらず、それを自覚しないままレッドゾーンに突入してしまうと、このように掲載されておりました。

現在、子どもたちを取り巻く環境が日々変化し、対応にも個々の状況にあわせなければなりません。教育現場の問題は、大変深刻だと考えております。こうした状況に対応するため、日々頑張っておられる現場の先生には本当に感謝いたします。

しかし、全国的に教員の長期休業やストレスの増加が報告されております。逆に、先ほど述べたように、自分で気がつかない、自覚しないケースもといったことが教員の健康面、精神面に危険が及んでくることも認識しなければなりません。これは単に先生個人の問題だけではなく、学校全体、そして何より子どもたちにも影響を少なからず及ぼすということです。学校教育という点で、子どもへの影響についてはどのように考えているのか、この点から見る教師の長時間労働について、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目の質問では、過去にも調査、以前に調査したことがあるというふうに言われたんですが、時間としては、実態の把握というのはつかんでらっしゃらないというふうに認識をしております。岩出市内の教職員の実態について、時間としてしっかりとした回答はいただけませんでした。大変残念な結果だと思います。

昨年の9月議会におきまして、勤務実態について教育長にお聞きしたところ、このように答弁されております。「学校への定期訪問、それから学校長会など実態について把握をしている。また、教育委員会のほうで、教職員団体と懇談などでヒアリングしながら実態について把握している」このように述べています。

しかし、現実には実態を把握しているといいながら調査していないことがわから、調査も以前にしたから、以前にしている今はしていないから、時間としてははっきりおっしゃいませんでした。ヒアリングすることというのは、それはそれで、私大変

大事なことだと考えます。しかし、ヒアリングだけでは全て把握することはできないと考えます。実際には、ヒアリングだけでなく、きっちり調査を実際することで現場から見えてくるものがございます。なぜしっかりとした岩出市として調査を行わないのか、調査をすることを求めますが、いかがでしょうか。

次に、全国的に教員の長期休業やストレスの増加、いじめによる生徒の自殺など、教育現場の問題は深刻化しています。文科省はその解決に向け、教職員の超過勤務の実態調査及び80時間を超える教員について、必要に応じて医師の面談、指導を行うよう指導しています。岩出市では実態を把握しておりませんが、どのように対応しているのかお聞かせください。医師の面談はこれまでにも行われてきたのか、また、どのくらいいたのかについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

勤務時間の超過と教育というふうなことでご質問であったかと思うんですけども、勤務実態につきましては、アンケート調査を実施することも確かに有効な手段だと思いますけれども、アンケート調査で数値として出てくる以外にいろいろな状況とかを把握することも、とても大切なことだと考えております。その意味で、先ほどから言ってますように、本市では管理職からヒアリングとか学校訪問等で、指導主事が直接教員から聞いたりもしながら、そういうことで実態、丁寧に把握するように努めてございます。

また、教員によっても大きな偏りがあるとか、年齢層、それから公務文書によって違うというふうなこと、それから保護者対応でも大変な労力を要しているというふうな、数値にあらわれない状況ということ把握することに努めているところでございます。そうした中で、子どもたちにできるだけ向き合うような、そういう環境をつくるのが我々の仕事だというふうに思っております。

それから実態調査につきましては、本市につきましては、昨年の6月ですが、勤務時間についての調査はしてございます。その中で1カ月の勤務外の時間ということについての調査なんですけど、持ち帰りなしというふうなことで話させていただきますと、45時間超が小学校では24.8%、中学校では46.7%、80時間超では小学校で3.1%、中学校では20.6%、100時間を超えているというふうなことで、小学校ではゼロでございますが、中学校では8.6%というふうなことでございますが、なお、教職員につきましては、タイムカード制等がございませんので、本人の感覚による

というところが大きいということもつけ加えていきたいというふうに思います。

3点目は何でしたっけ。

○市来議員 医師の診断。

○平松教育長 これにつきましては、学校におけます産業医等が教職員のそういう健康診断に臨むということもございますし、また、管理職のほうでも教職員のメンタルヘルス、健康状態につきましては、常に把握するように言っておりますし、そのことはとても大事なことと思います。今後も続けてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 なぜ、私が先ほど時間を聞いたときの1回目の質問のときに、なぜ、時間をお答えにならなかったのか大変不思議なんですよね。私、最初に「小学校、中学校、1カ月平均時間外勤務は何時間ですか」と聞きました。しかも「持ち帰り時間も含めてどうなっていますか」というのも聞いています。1回目の質問のときには答えなくて、再質問でお答えしていただくということに大変疑問を感じております。昨年の結果だからかもしれませんが、しかしながら、昨年の6月にやっているのであれば、きっちり出すというのが本来のあり方じゃないでしょうか。

それから、100時間超える先生、80時間超える方の先生が、教職員がいらっしゃるといことがこの中で見えてきます。私が聞いたのは、この80時間を超える教員について、どういうふうな形で、本人から言われて医師に相談してるのか、それとも周りから、まあ言うたら、先ほども言ったように、自分では気がつかないというような面というのが出てくるというのがあるんです。そうしたことが一番、一橋大学の先生によれば、やはり危険な状況に陥りやすいということを言ってるんで、この医師の面談、指導も含めて、どのようにやっているのかという形でお聞きをしたかったんです。時間、最初にお答えなさらなかったんで、時間もわからないのにどのようにやってるのかなというのが気になりました。

この調査ですね、和歌山県内でも各市町村、教育委員会で調査している地域多数ございます。近隣では海南市を初め紀の川市でも取り組まれております。岩出市としても、今後とも取り組んでいくのかについて、県から調べなさいという形で言われたらやるのかどうかお聞きしたいと思います。

県の教育長が、県議会の一般質問において、和歌山県での教員の実態についての答弁でこのように答えております。小中学校の教員につきましては、所管する市町村教育委員会に県立学校と同様に取り組むよう働きかけています。これは、県立学

校の教員を対象とした勤務実態調査、実態把握調査、これと同様に調査をするよう働きかけているということです。

こうした働きかけについて、岩出市においてもあったからこそ昨年やられてると思いますが、今後ともそういったきっちりとした調査をやはりやっていただき、結果として隠すのではなく、しっかりとキープして出していただきたいと思います。やはりしっかりと、心の病というのは、先ほども申したように自覚しないところでも進行することから、やはり、しっかりと先生方の超過勤務についても把握をした上で、健康管理に努めていただき、大切な子どもたちにしっかりとした教育を与えられるような環境づくりをぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

先ほど、市で実施した調査につきましては、勤務時間、時間外労働ということだけで時間について調査したことをごさいまして、教職員組合が勤務実態調査というふうな詳細な項目とかでやったものではございませんので、その点について、時間ということだけにつきましたので、後からの報告ということになったのでごさいます。

本当におっしゃるように、教職員の中には仕事に没頭して時間を忘れてという方も多くごさいまして、そういった方々がやりがいを感じているんだけど、後に健康状態を悪くすることも実態としては聞いておりますので、そういったことを受けて、最初から述べさせていただいてますように、管理職を通じて、また、我々も直接先生方とも話ししながら、そういったことの解消に今後とも力を入れて努めてまいりたいというふうに思っております。

調査につきましては、また、定期的に検討して実施する方向に検討してまいりたいと考えております。

○松下議長 これで市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で市来利恵議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、次の会議をあす3月26日水曜日午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議をあす3月26日水曜日午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて延会といたします。

どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

延会

(14時50分)